



写真のことば

スポーツの秋を迎え、市内では9月17日の忍地区を皮切りに、計15地区で体育祭が開催されました。

10月8日、第1回南河原地区体育祭が南河原中学校で行われました。パン食い競争や玉入れ、三種混合リレーなどは風の影響で競技の難易度が上がり、選手たちは大苦戦。笑い歓声が入り混じる中、全17種目で熱戦が繰り広げられました。

今月の内容

- 安全で安心して暮らすことができる
地域社会の実現にむけて……………2～3
- 金婚夫婦151組を祝福……………4～5
- 保健案内……………18
- 写真館……………22～23
- 広場……………24～25
- 催し・募集……………26～29
- 歴史系譜・キラリ元気……………30

安全で安心して暮らすことが出来る

地域社会の実現にむけて

市では、平成18年3月に『行田市防犯のまちづくり推進条例』を制定し、現在、防犯意識の高揚および防犯活動の推進に努めているところです。基本理念として、「防犯のまちづくりは、市、市民等、事業者及び土地建物所有者等の自らの地域は自らで守るという連帯意識の下に、それぞれの役割を分担し、密接な連携を図りながら協働することにより、自主的な防犯活動が積極的に推進される地域社会の実現を目的として行うものです」と規定しています。

I 防犯に対する意識の啓発

○ 犯罪情報、防犯情報の提供

○ 被害防止教育の推進

II 市民等、事業者および土地建物所有者等による自主的な防犯活動に対する支援

○ 地域における防犯活動の推進

○ 地域リーダーの養成

○ 事業者および土地建物などにおける防犯対策の推進と地域活動への参加

III 防犯のまちづくりを目的とする環境の整備

○ 道路など公共空間の防犯性の向上

○ 空地、空家などの防犯性の向上

IV その他この条例の目的を達成するために必要な施策

○ 児童・生徒に対する防犯教育の充実

○ 学校を中心とした安全への取り組みの強化

主な取り組み

1 青色回転灯付パトロール車による巡回パトロール

今年7月から、行田さくらロータリー



市内巡回に出発する青色回転灯付パトロール車

2 安全・安心情報メール配信サービス

今年9月から、「浮き城のまち安全・安心情報メール配信サービス」と称して、市内で発生した不審者情報などをあらかじめ登録していただいた方の携帯電話やパソコンへEメールで配信し、より早い段階で情報を伝えることで、地域の防犯・防災に関する意識の高揚を促し、安全安心の一助とするサービスを開始しました。

お知らせする情報

「犯罪・不審者情報」 gyoda.bouhan@mpme.jp

- ・ こども・女性を狙った犯罪情報
- ・ 侵入盗・街頭犯罪情報
- ・ 振り込め詐欺などの知能犯罪情報ほか



「火災情報」 gyoda.kasai@mpme.jp

- ・ 火災発生・鎮火情報
- ※ 「浮き城のまち緊急情報」



<http://www2.tvg.ne.jp/History.asp>
とリンクします。

- ・ 火災予防情報

登録手順は、

①携帯電話またはパソコンから希望する情報の右記メールアドレス(半角英数)へ空メールを送信してください。(2) ことも希望の場合は、それぞれ登録する必要がありません)

②「登録のご案内」メールが返信されるので、表示されている利用者登録用URLにアクセスしてください。(メールの着信拒否設定をされている方は、「ドメイン」「mpme.jp」および「city.gyoda.lg.jp」が受信できるようにしてください)

③登録画面が表示されたら、必要項目に回答・入力すると登録できます。

④登録が完了すると、「登録完了のお知らせ」メールが届きます。

※返信メールが届かない場合

3分以内に返信メールが届かない場合は、「mpme.jp」からのメールが受信できない設定になっている可能性があります。メール着信拒否設定を確認してください。

なお、登録料および情報は無料ですが、インターネット接続やEメールの受信などにかかる費用は利用者の負担になります。

「登録解除」「登録内容変更」などの詳細については、市ホームページ (<http://www.city.gyoda.lg.jp>) をご覧いただくか、防災安全課へ問い合わせ

ください。

3 学童向け啓発看板「いか・の・お・す・し」の設置

子供を狙った犯罪が後を絶たない中、特に小学校児童が被害者にならないよう啓発するため、防犯標語の「いか・の・お・す・し」看板を作製し、市内の小学校へ設置しました。日ごろの防犯教育とあわせて、日常的に目にすることで緊急時、無意識のうちに対応できるよう期待するものです。



小学校に設置された啓発看板「いか・の・お・す・し」

この「いか・の・お・す・し」とは、「いか」…知らない人にはついていかない
「の」…知らない人の車にはのらない
「お」…おおごえで助けを呼ぶ

連れて行かれそうになったら、大声で助けを呼びましょう。

「す」…すぐ逃げろ
怖い目、危ない目にあったら、近くの家やお店などにすぐ逃げましょう。
「し」…しらせる

友達が行かれそうになったら、自分が怖い目や危ない目にあったら、家の人や警察に知らせましょう。

この標語は「うかばら」「おらばら」「おおごえをだす」「すくげろ」「しらせる」というこのキーワードの頭文字を取ったものです。

4 出前防犯講座の実施

平成16年7月から、次のような内容について、高齢者学級、各種クラブ、自治会、保育園・幼稚園・小学校などからの希望に基づき出前講座を開催しています。

○防犯意識の高揚を目的に犯罪情報などの提供ほか、防犯対策についての講座
○子供を犯罪から守るため、児童・生徒・PTAに対する防犯教育

○侵入者があった場合を想定した防犯訓練
昨年度は、61回開催し3千884人が受講しました。今年度も、9月末現在で14回1千413人が受講しています。希望する場合は防災安全課まで申し込みください。



侵入者を想定した防犯訓練の様子

5 違反広告物の除去

今年9月、持田地区などでは、防犯のまちづくりを目的とする環境の整備の一環として、電柱などに貼られた違反広告物の除去作業が行われました。これは「屋外広告物適正化キャンペーン」(9月1日～9月30日)にあわせて、市、警察および防犯のまちづくり推進会議構成団体のボランティアの皆さんのご協力を得て実施したものです。

▼問い合わせ

防災安全課 (内線2803)

金婚夫婦 151組を祝福



市では、今年結婚50周年をすでに迎えられたご夫婦、また今年の12月31日までに迎えられるご夫婦をお祝いし、賀状と記念品を贈呈しています。

9月17日には南河原地区敬老会が南河原小学校体育館で行われ、横田市長から同地区の金婚夫婦に賀状と記念品が手渡されました

金婚夫婦賀状贈呈者(敬称略・順不同)

■忍地区

- 青木 雅治・好江 (北谷区東町)
- 相川 和夫・幸子 (二北谷)
- 安國 晋・初江 (帯廓)
- 山口 敬一・良子 (帯廓)
- 新井 和・文子 (帯廓)
- 加藤 徳太郎・静江 (本丸)
- 安田 三男・幸江 (矢場)
- 大谷 保男・巳代 (矢場)
- 田村 昇・幸子 (城西)
- 榎原 貞義・益代 (城西)
- 増田 恵一・和子 (城西)
- 長谷川 之人・文子 (城西)
- 大河原 一浩・浩子 (田町)
- 杉原 達男・ユキ (田町)
- 篠崎 秀男・恒子 (二天満)
- 青柳 欣吾・春枝 (二天満)
- 中村 茂・登美子 (六ツ門)
- 半田 政司・千津子 (城南)

■行田地区

- 大塚 清・貞子 (下町)
- 中島 信男・敏子 (中央)
- 村社 健之・千枝子 (中央)

■佐間地区

- 清水 啓二・和子 (二旭)
- 小林 俊作・ヨシ (向町)
- 森 欣三・美津枝 (向町)
- 山形 七男・ツネ (二佐間)
- 手島 武雄・菊枝 (二佐間)

- 北岡 英二・利江 (二佐間)
- 小澤 源治・澄子 (三間)
- 原口 武二・延江 (三間)
- 五十幡 豊穂・文子 (大町)

■持田地区

- 為ヶ井 宗吉・雪子 (菅谷)
- 八木原 朝男・つね子 (持田第二)
- 花香 宏・トモ (二持田第二)
- 小川 浩一・セツ子 (二持田第二)
- 齊藤 秀雄・サヨ子 (持田長町)
- 小林 辰雄・フユ (駒形)
- 細谷 年則・始子 (前谷)
- 村井 力春・せつ子 (三持田大宮口)
- 内田 榮一・正子 (二持田東部)
- 青柳 政治・はな子 (三持田東部)
- 五十嵐 重雄・春枝 (三持田東部)
- 大嶋 卯三郎・幸子 (三持田西部)

■星河地区

- 元島 行雄・和江 (一斎条)
- 鈴木 春三・モト (二和田)
- 井田 一彦・静枝 (二谷郷)
- 片山 勇士・美也子 (柳坪)
- 羽鳥 計治・マサ子 (柳坪)
- 井桁 勇・あう (二谷郷新田)
- 羽山 久一・俊子 (栄町)
- 小林 栄一・あき (春日)
- 佐藤 保善・春江 (二谷郷東第2)
- 岡安 久雄・セツ子 (東栄)
- 藤倉 幸三・千枝 (東栄)
- 根岸 一榮・三千代 (東栄)
- 奥寺 隆幸・和江 (小橋団地)

■長野地区

- 長谷川 敏治・常子 (一桜)
- 田口 繁夫・清子 (二桜)
- 小林 一昭・やま (二桜)
- 西山 善次郎・晶子 (二桜)
- 松井 好夫・友子 (二桜)
- 尾上 光一・京子 (三桜北部)
- 大谷 浩一・秀子 (富士見西部)
- 中村 次郎助・フミ (富士見中央)
- 新井 武・元子 (田幡)
- 小林 東助・芳子 (田幡)
- 小巻 英一・てる子 (林)
- 岡田 昭一・邦江 (林)
- 小澤 義雄・ムメ (橋場)
- 江森 廣次・久子 (万願)
- 江森 照雄・ヨシ子 (白山)
- 須永 文男・あや子 (大下)
- 平野 明・ふく (大下)
- 三田 子之吉・フミ (堀の内)

■星宮地区

- 新井 秋好・正子 (上池守)
- 新井 明治・キヨ子 (上池守)
- 根岸 一夫・愛子 (上池守)
- 根岸 昌壽・あや子 (上池守)
- 木元 伊男・千代子 (上池守)
- 福島 利雄・良子 (上池守)
- 菊地 茂雄・シツ (血尾)

■下忍地区

- 島田 陸・智子 (下忍)
- 金井 勝一・まち (下忍)
- 小河原 健一・良 (堤根)

- 鷺巣 正男・わか (樋上)
- 山崎 利志雄・ウラ (堤根)

■荒木地区

- 國嶋 萬藏・磨佐 (荒木第3区)
- 野口 福次郎・一子 (荒木第4区)
- 古澤 茂雄・初江 (荒木第4区)
- 石田 春男・靖子 (荒木第5区)
- 秋山 一夫・うめ (荒木第6区)
- 石川 好夫・なつ (荒木第7区)
- 坂橋 達雄・はな (荒木第7区)
- 原口 一幸・愛子 (荒木第8区)

■須加地区

- 杉山 幡平・圭子 (須加第8区)

■北河原地区

- 田沼 希一・佐登子 (上)
- 小島 正男・ちい子 (久保)
- 岩上 浩・トク (里前)
- 村田 喜平・常 (天袋)
- 石内 吉也・哲子 (立野)
- 吉岡 文作・きみ (立野)
- 関口 保司・常子 (久保)
- 大塚 清・綾子 (酒巻下)
- 吉田 法方・民子 (酒巻下)

■埼玉地区

- 岡村 正雄・ハツ工 (片原第二)
- 木村 幸一・節子 (杉原)
- 金子 金造・しげ子 (富士山西)
- 川崎 一男・とも江 (富士山東)
- 池田 三郎・登志子 (野宿)

- 松本 悦夫・さく (野中)
- 松本 信一・ちよ子 (野中)
- 田島 正一・みよ (野谷端)
- 宮崎 金男・まさ (渡柳上)
- 小巻 喜一郎・きよ子 (渡柳下)

■太田地区

- 高橋 勝治・貞子 (若小玉勝呂)
- 森田 祐司・米子 (若小玉勝呂)
- 柿沼 利一・スミ子 (若小玉勝呂)
- 鈴木 正男・まさ子 (若小玉中央)
- 柴崎 高二・きみ (若小玉南)
- 内田 一也・郁子 (若小玉六本木)
- 金子 昇・富美子 (若小玉六本木)
- 時田 二郎・千枝子 (下須戸)
- 新井 忠宏・明子 (下須戸)
- 長谷見 善房・きよ (下須戸)
- 時田 幸之助・シツ (下須戸)
- 松本 昭次郎・清子 (下須戸)
- 長谷部 一夫・元子 (小針)
- 渋沢 榮・芳子 (小針)
- 藤間 信幸・マサ (藤間)
- 鈴木 登喜男・敏子 (藤間)
- 川島 清一・ひろ子 (藤原町東部)
- 三木 常男・和江 (藤原町南部)

■太井地区

- 小澤 誠治・芳子 (棚田)
- 佐竹 繁男・正子 (棚田)
- 稲垣 豊治・登喜子 (西新町)
- 清水 正路・ちとせ (西新町)
- 松村 秋雄・悦子 (西新町)
- 並木 登・信子 (西新町)

- 増田 實・君江 (清水町)
- 金子 孝雄・シン (門井)
- 田代 一夫・芳子 (第三門井)

■南河原地区

- 今村 和夫・よしい (一区)
- 鈴木 養平・喜代子 (一区)
- 吉野 六郎・茂子 (三区南)
- 吉野 清一・なか (三区北)
- 石渡 兵四郎・玄子 (大塚)
- 加藤 三郎・昭代 (大塚)
- 赤羽 孝一・君子 (大塚)
- 栗原 延雄・ミナ (馬見塚)
- 鈴木 繁夫・道子 (馬見塚)
- 金子 圭三・たけ (馬見塚)
- 小林 三郎・喜代子 (馬見塚)

いつまでもお元気で

市内にお住まいの高齢者の状況についてお知らせいたします。(平成18年9月30日現在)

最高年齢	107歳 (女性)
100歳以上	9人 (男性3人・女性6人)
人口比	0.01%
75歳以上	7,809人 (男性2,848人・女性4,961人)
人口比	8.69%
65歳以上	17,161人 (男性7,360人・女性9,801人)
人口比	19.09%

▼問い合わせ 高齢者福祉課高齢福祉担当 (内線2223)

人権尊重社会を目指して⑬

えせ同和行為に注意しましょう

同和問題を口実にした書籍やビデオの購入強要、寄付金や賛助金を強要されたという相談が、最近増えています。

これは、「同和問題は、こわい問題である」とか、「同和問題は避けて通りたい」といった意識が根強く残っていることに乗じ、同和問題を口実に、あたかも差別解消運動であるかのように見せかけて、不当・不法な要求を行う「えせ同和行為」と言われるものです。

この行為は、同和地区の人々や同和問題の解決に真剣に取り組んでいる民間運動団体に対するイメージを損ね、ひいては、同和問題に対する誤った意識を植え付け、これまで国や地方公共団体などが行ってきた長年にわたる啓発の効果を一挙に覆すものです。

このように電話などを受けたら、

怖がらず・おびえず・あわてず、冷静・沈着に対応し、不法・不当な要求は、断固拒否しましょう。えせ同和行為に関する相談は、次の機関へ問い合わせください。

- ・人権推進課（内線2221）
 - ・さいたま市方法務局人権擁護課 ☎048-863-2221（代表）
 - ・埼玉県総務部人権推進課 ☎048-830-2258（直通）
 - ・埼玉県警察本部刑事部暴力団対策第一課 ☎048-832-0110（代表）
 - ・埼玉弁護士会民事介入暴力被害者救済センター ☎048-863-5255（直通）
- ▼問い合わせ 人権推進課（内線2221）

昔の写真を探しています

文化財保護課では市史編さん事業を行っています。現在、市内の伝統行事や人生儀礼などの風俗・習慣、農作業などについての聞き取り調査や、関連資料をまとめた民俗資料集の編集を進めています。つきましては、資料集の編集の参考となる写真を探しています。ご協力をお願いいたします。

探している写真

戦前から昭和40年代ごろまでに行田市内で撮影された写真のうち、次のもの。

- ①人の一生のさまざまな行事に関連する写真
お七夜、お宮参り、七五三、成人式、結婚式、お葬式（昔は自宅で多くの行事が行われました。結婚式・お葬式は自宅で行われたものを探しています）
- ②一年のなかのさまざまな行事の様子とお供え物などを写した写真
正月、節分、お彼岸、節句、七夕、お盆、お月見など
- ③昔の祭りや伝統行事などの風景を写した写真
村の季節ごとの祭り、獅子舞、村芝居、天神講・稲荷講などの講、初午祭り、青年団の活動など
- ④昔の農作業やさまざまな仕事の様子を写した写真
稲作、麦作り、野菜づくりなどの農作業や養蚕を写したもの
古い農家の外観や台所、かまど、馬屋、部屋の中を写したもの
足袋工場の様子、農家などで内職で足袋を縫っているところ、大工、左官、鳶などいろんな職人が仕事をしているところ

▶問い合わせ 文化財保護課 ☎553-3581または郷土博物館 ☎554-5911

～12月4日から10日まで 「人権週間」です～ 人権週間にあわせ合同 人権相談を行います

「世界人権宣言」は1948年（昭和23年）に国際連合で採択され、これを記念して国際連合は12月10日を「人権デー」と決めました。

そして、この「人権デー」を最終日とする一週間（12月4日～10日）を「人権週間」と定め、法務省や全国人権擁護委員連合会では、人権意識の高揚を図るため関係機関や団体の協力を得てさまざまな行事を行います。

市では、人権問題や日常生活全般についての相談を毎月1回開催していますが、「人権週間」にあわせ、合同人権相談を実施します。

▶日時 12月11日（月）午前10時～午後3時 ▶場所 市役所203会議室 ▶相談機関 人権擁護委員協議会行田部会 ▶問い合わせ 人権推進課（内線221）

明るい選挙啓発ポスター
入選作品を紹介します

行田市選挙管理委員会と行田市明るい選挙推進協議会が主催する「明るい選挙啓発ポスター展」の審査が行われ、小学校の部5点、中学生の部1点が優秀作品として選ばれました。

〈小学生の部〉



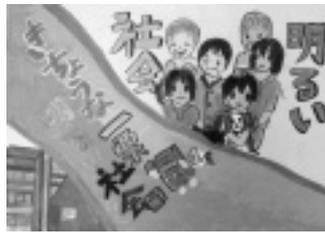
中央小学校 (5年)
川田 真衣さん



北小学校 (5年)
高橋 真生さん



星宮小学校 (6年)
川上 菜津美さん



南小学校 (6年)
武本 侑子さん



埼玉小学校 (6年)
岡島 光里さん

〈中学生の部〉



長野中学校 (2年)
久保田 晶子さん

▼問い合わせ 選挙管理委員会 (内線219)

『市長への手紙』⑳

このコーナーは、手紙や電子メールなどにより市長へご意見・ご提案などをいただいたものの中から、その一部を紹介するものです。
あなたの声をお聞かせください。

▶問い合わせ 広報広聴課(内線318)



意見

市指定市民保養施設利用料金補助制度の保養宿泊施設を少し増やしてもらえないでしょうか。また、施設の選び方なども検討していただきたいと思います。

回答

市指定市民保養施設利用料金補助制度は、行田市山の家を廃止したことに伴い、平成14年度から市民の皆さんの健康維持・休養にご利用いただくため開始し、平成17年度には利用施設を増やしたところです。今後は、利用状況を見極め、保養施設の指定を検討していきたいと考えています。

意見

犬の糞の処理をしない飼い主に対する罰則規定を制定出来ないでしょうか。飼い主に対して何らかの罰則が無い限り、この問題は解決できないのではないかと思います。

回答

犬の糞の処理は、飼い主に課された最低限のマナーです。市では、「犬のしつけ方教室」の開催やマナー啓発チラシなどを配布、さらに市報などを通じて「マナー向上」を訴えています。ご提案の罰則規定などについて現段階で設ける考えはありませんが、今後も飼い主のマナー向上が図られるようPRに努めていきます。

意見

全国的にも問題になっている飲酒運転ですが、運転代行費用の半分を市で負担すれば多くの人が運転代行を利用し、飲酒運転がなくなると思います。

回答

飲酒運転による交通事故が社会問題になっており、報道によれば、飲食店が運転代行費用の一部を負担しているところもあるようです。ご提案の運転代行費用を市が負担することについては、対象が限定されるものであり、本来、市が負担すべき料金ではないものと認識しています。市としては、交通安全教育などの普及啓発に力を入れ、交通マナーの向上を促進することで、飲酒運転や交通事故の根絶を目指していきたいと考えています。

国から地方への税源移譲により所得税と住民税が変わります!

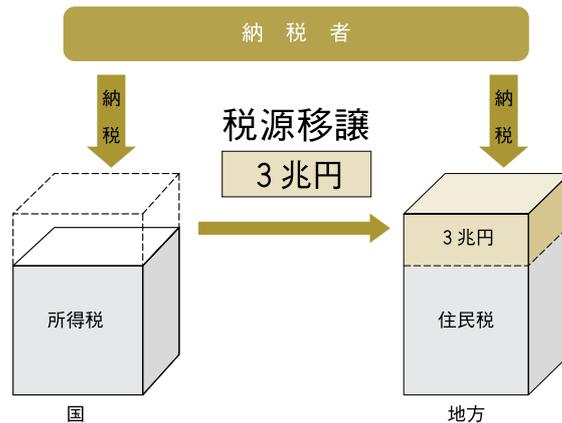
ただし、「所得税+住民税」の負担は変わりません

来年度から、住民税の税率が、課税所得の額に関わらず一律10%となります。（内訳は、市民税6%・県民税4%）これまでの住民税の税率は、所得に応じ5%、10%、13%でした。したがって、従来5%だった方は住民税が増え、13%だった方は減ることになります。しかし、住民税の増えた額、減った額については、所得税で減額、増額され、所得税と住民税を合わせた一人あたりの税負担は変わらないことになっています。

なぜ変わるの?

今回の改正は、「三位一体の改革」の税源移譲によるものです。国から地方へ財源を移すことにより、地方が自らの責任に基づいて、真に必要な行政サービスを効率的に行えるようになります。

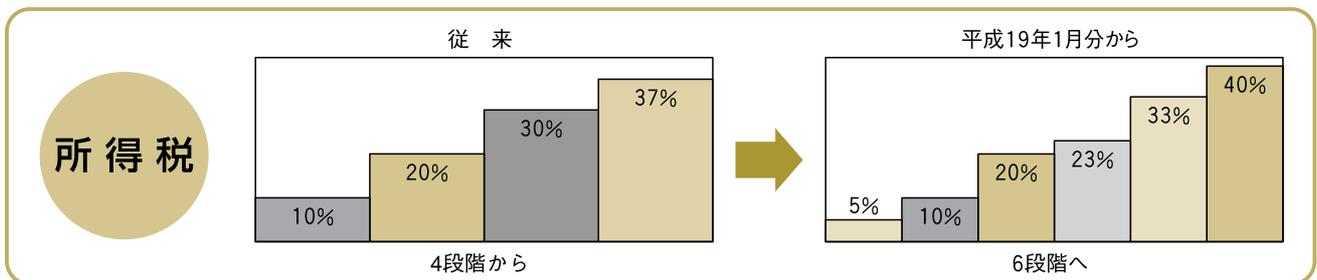
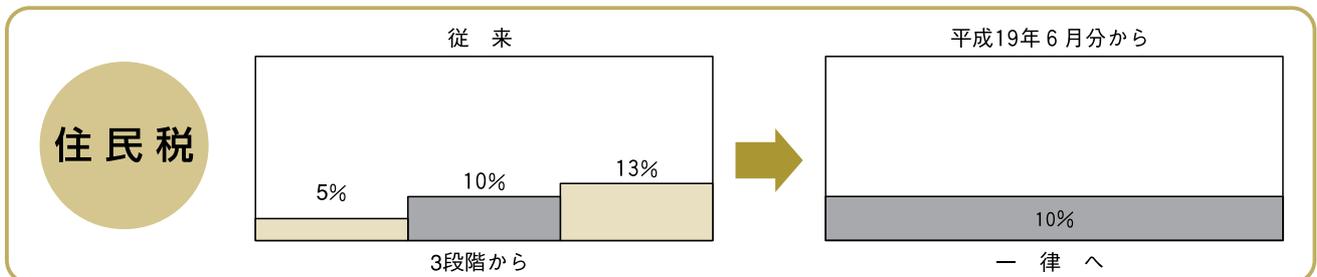
国全体で所得税から住民税へ総額3兆円の税源移譲が行われます。



いつから、どのように変わるの?

これまでは、住民税の税率は5%、10%、13%と定められていました。また、所得税は、10%、20%、30%、37%の4段階に設定されていました。今回の改正により、住民税が一律10%になり、所得税は5%から40%までの6段階になります。

所得税については、平成19年1月分から適用され、住民税については、平成19年6月分から適用されることとなります。



税負担はどうなるの?

住民税だけで見ると、所得の少ない方は増税になるように思われますが、所得税の最低税率が10%から5%に引き下げられるため、「所得税+住民税」の税負担は変わりません。所得の多い方はこの反対で、住民税は減額、所得税は増額となり、「所得税+住民税」の税負担は変わりません。

また、所得税と住民税では、税額を算出する際の控除額が異なる（所得税の方が多い）ものがあるため、その差額に対応した住民税の減額措置も講じられます。

住宅ローン減税はどうなるの？

平成18年末までに入居する人で、今回の税源移譲により、平成19年以降の所得税における住宅ローン控除による減税額が減少してしまう場合には、申請により、その減少分が翌年度の住民税で減税されます。所得税と住民税を合わせて、今までどおりの住宅ローン減税を受けることができます。

具体的な税負担の変動を、次の3つのケースで見てください。

ケース1



独身で年収300万円（給与収入）のAさんの場合

	所得税	住民税	あわせて
税率改正前	124,000円	64,500円	= 188,500円
	↓		
税率改正後	62,000円	126,500円	= 188,500円

負担変動なし

ケース2



夫婦2人で年収500万円（給与収入）のBさんの場合

	所得税	住民税	あわせて
税率改正前	119,000円	76,000円	= 195,000円
	↓		
税率改正後	59,500円	135,500円	= 195,000円

負担変動なし

ケース3



夫婦のみで年収250万円（年金収入）のCさんの場合

	所得税	住民税	あわせて
税率改正前	41,000円	25,500円	= 66,500円
	↓		
税率改正後	20,500円	46,000円	= 66,500円

負担変動なし

ただし、上記は、税源移譲による負担の変動のみを示したもので、平成19年分所得税、平成19年度分住民税から定率減税が廃止※されることによる変動は含めていません。

また、年収の変動がない場合の比較であり、実際には定率減税の廃止や年収の増減により税負担が増減することになります。

税源移譲に伴う所得税と住民税の改正について、ご理解いただきますようお願いいたします。

※定率減税の廃止～景気対策として暫定的に導入された定率減税は、最近の経済状況を踏まえて廃止されることになりました。廃止前は、所得税が税額の10%（125,000円を限度）、住民税が税額の7.5%（20,000円を限度）を税額から控除していました。税源移譲による税負担は変わりませんが、定率減税廃止による税負担は、定率減税されていた額が増えることとなります。

▶問い合わせ 税務課市民税係（内線231・232）

ディーゼル車への粒子状物質減少装置装着に対する補助を行っています

▶**受付期間** 平成19年1月31日(水)まで(土・日・祝日および12月29日～1月3日は除く)
 ※ただし予算額に達し次第終了 ▶**受付時間** 午前9時30分～11時30分、午後1時～3時
 ▶**受付場所** 埼玉県青空再生課(県庁第3庁舎3階) ▶**対象** 次の条件をすべて満たす車 ①平成18年4月1日現在の県内登録車 ②車両総重量が3.5t超のディーゼル車(貨物・乗合・特殊自動車) ③長期規制適合車(型式がKK一、KL一など) ④初度登録が平成16年3月以前で、申請時点で条例に適合(初年度登録から7年を経過していない)している車 ▶**補助金額** 粒子状物質減少装置装着費用の4分の1以内(上限額:車両1台あたり10万円、1申請者あたり200万円) ▶**その他** 初年度登録が平成13年3月以前の車両に対する補助は、本年度で終了します。それ以外の車両も早期に装備を装着してください。また、県トラック協会会員で緑ナンバーの車両は協会へ申請してください。▶**問い合わせ** 埼玉県青空再生課 ☎048-830-3063

家庭ごみの焼却をやめましょう ～ダイオキシンを減らすためにご協力ください～

ダイオキシン発生のしくみや健康への影響については、まだ十分に解明されていませんが、発生量全体の約7割が廃棄物焼却によるものです。そして、その半分は家庭ごみの焼却によるものです。

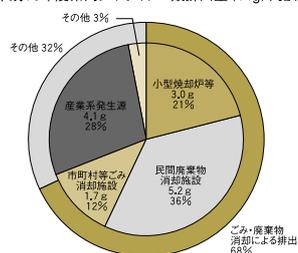
平成14年度から焼却炉の基準が改正され、原則的に家庭や事業所などの焼却炉は使用禁止になっています。もちろん、庭先などで焼却炉を使わないごみ焼却やドラム缶などでの焼却もできません。

ダイオキシンを減らすためには、ごみを減らすことが何より効果的です。「必要なものを必要なだけ買う」、「使い捨て商品は買わない」、「長く大切にものを使う」、「過剰な包装は控える」、「レジ袋はもらわない」など、ごみを作らないように心がけましょう。

ダイオキシンを減らすためには皆さんの協力が不可欠です



平成16年度県内ダイオキシン類排出量(14g)内訳



▶**問い合わせ** 環境課環境政策係 ☎556-9530 FAX553-0792

市内ダイオキシン類調査結果をお知らせします

市では大気および土壌中のダイオキシン類調査を実施しています。平成17年度の調査結果は次のとおりです。今回の調査でも、全測定地点でダイオキシン類対策措置法の環境基準値を下回っていました。

- ①「環境大気」調査日 [夏季] 平成17年8月29日(月)～9月5日(月)
 [冬季] 平成18年1月24日(火)～31日(火)

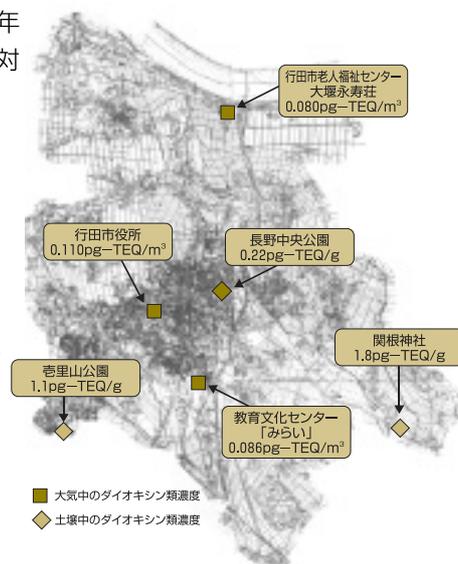
調査地点	ダイオキシン類濃度 単位 pg-TEQ/m ³
行田市役所	0.110
教育文化センター「みらい」	0.086
行田市老人福祉センター「大塚永寿荘」	0.080

大気環境基準値(年平均) 0.6ピコグラム
 ※この値は長期摂取による環境影響を未然に防止するため維持することが望ましい大気中濃度であり、超過することがあっては危険であるとは言えません。
 (注) 大気環境基準値と比較して、調査結果は良好でした。

- ②「土壌」調査日 平成17年8月23日(火)

調査地点	ダイオキシン類濃度 単位 pg-TEQ/g
長野中央公園	0.22
香里山公園	1.1
関根神社	1.8

土壌環境基準値は1000ピコグラム/g
 (注) 土壌環境基準値と比較して、調査結果は良好でした。



- ③調査のまとめ

- 上記調査に基づいた市内6カ所のダイオキシン類摂取量の推計では、体重1キログラム当たり1日3.25ピコグラムであり、ダイオキシン類対策特別措置法の基準値4ピコグラムを下回って良好な結果でした。(食物からの摂取量として、「ダイオキシンの耐容一日摂取量(TDI)について」平成11年6月中央環境審議会環境保健部会・生活環境審議会・食品衛生調査会の値を用いました)
- 大気・土壌ともに環境基準値を下回る良好な結果でした。今後もダイオキシン防止対策として、建設廃材などの野焼き防止パトロール、工場・事業所などの不適切な焼却炉の使用禁止指導、市民に対する家庭ごみの焼却自粛指導など、継続しダイオキシン抑制指導を実施していきます。

▶**問い合わせ** 環境課環境政策係 ☎556-9530 FAX553-0792

みらいの教育フォーラム

市では、2つの教育特区の認定を受け、小・中学校の教育活動のさらなる活性化に取り組んでいます。少人数学級の「浮き城特区」は、本市の取り組みが高く評価され全国展開されたところ。英語活動の「古代蓮特区」は、市内の全小中学校でさまざまな知恵と工夫を生かし、着実に成果を上げています。

昨年度の「いいとっく」の日（11月19日）の英語フォーラムに引き続き、今年も本市の特色ある教育活動の一端を、広く市民の皆さんにご覧いただき、教育について共に考える「みらいの教育フォーラム」を開催します。

▶日時 11月19日（日）午後1時開場 午後1時20分開演

▶場所 教育文化センター「みらい」文化ホール

▶内容

○オープニング・セレモニー 中央小学校吹奏楽部

○小・中学校の特色ある教育活動

- ・西小学校「地域に支えられ、共に歩む学校」
- ・南河原小学校「3つの達成目標の取組（規律ある態度）」
- ・南河原中学校「3つの達成目標の取組（確かな学力）」

○みらいの英語活動

- ・太田西小学校教員による「授業はこうしてつくられる」
- ・泉小学校6年2組の皆さんによる英語活動のミニ公開授業「ちょっと早めのクリスマス」

○講演 「愛があるから真っ向勝負」 講師：長田百合子さん
《長田さんの横顔》

エデュケーション・ライター、（有）塾教育学院代表。「親がかわれば、子どももかわる」など著書多数。「母ちゃんがしっかりしていれば、子どもも、社会も、国までも良くなる」という思いを胸に、テレビや講演会に全国を駆け巡る毎日です。

※フォーラム当日は、「ひととき保育」（2歳から小学校3年生までのお子さんの預かり保育・無料）を実施します。

ご希望の方は、11月13日（月）までに学校教育課まで電話で申し込みください。なお、このひととき保育は、NPO法人子育てネット行田の皆さんのご協力により実施します。

▶問い合わせ 学校教育課 ☎556-8316



浮き城先生募集

市では、小学校1・2年および中学校全学年で少人数学級編制を実施しています。このため子どもが好んで教えるのが大好きな熱意あふれる先生を募集します。そこで次のとおり採用試験を実施します。

▼募集人員 行田市内の小・中学校に常勤する教諭 若干名 ▼任用期間 平成19年度の1年間 ▼募集要件 小学校または中学校の国語・数学・理科・社会・英語の教員免許状をお持ちの方（平成19年3月31日までに指定免許を取得見込みの方も可）で、昭和46年4月2日以降に生まれた方 ▼募集要項 学校教育課（産業文化会館3階）または人事課（市役所1階）で11月13日（月）から配布します。郵送希望の場合は、1200円切手を貼り郵便番号とあて先を明記した返信用の角型2号封筒を同封の上、学校教育課まで申し込みください。▼願書締切【窓口受付】12月25日（月）午後5時まで【郵送受付】12月22日（金）消印有効 ▼採用試験【第1次試験】平成19年1月13日（土）【第2次試験】平成19年1月27日（土）▼待遇 当市規定により、埼玉県費負担教職員と同程度の給与を支給します。▼問い合わせ 学校教育課 ☎556-8316



今年度の浮き城先生

市報ぎょうだ1月号配布方法のお知らせ

新年の市報ぎょうだ1月号は、平成19年元日の新聞（朝刊）折り込みにより配布します。

なお、新聞を購読されていない方は、お手数ですが元日から市役所で、4日からは南河原支所および各地域公民館で配布いたしますので、お受け取りください。

ご理解とご協力をお願いします。

▶問い合わせ 広報広聴課（内線318）

市職員の給与などを公表します

市職員の給与・職員数については、常にその適正化に努めています。このたび平均給料月額などを表にまとめましたのでお知らせします。

1 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (平成17年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A
17年度	88,535人	千円 29,241,215	千円 1,091,617	千円 5,308,455	18.2%

※人件費には、特別職に支給される給料、報酬などを含みます。数値は、行田市および南河原村を合算したものです。

2 職員給与費の状況

区分	職員数 A	給与費				1人当たり 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末勤勉手当	計 B	
18年度	548人	千円 2,219,022	千円 467,596	千円 962,660	千円 3,649,278	千円 6,660

※職員数および給与費は一般会計当初予算に計上された額であり、水道事業、下水道事業、国民健康保険事業などの特別会計にかかるものは含みません。また、職員手当には退職手当を含みません。

3 職員の平均年齢、平均給料月額および平均給与月額の状況

①一般行政職 (平成17年4月1日現在)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
行田市	42.9歳	343,400円	406,320円
埼玉県	43.2歳	372,001円	424,290円
国	40.3歳	329,728円	382,092円
類似団体	43.9歳	356,484円	410,547円

②技能労務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
行田市	51.6歳	356,700円	413,241円
埼玉県	51.5歳	367,822円	401,109円
国	48.1歳	285,008円	316,350円
類似団体	41.7歳	329,118円	356,122円

※一般行政職とは、税務職、医療技術職、看護・保健職、福祉職、消防職、企業職、技能労務職、教育職のいずれの職種にも属さないすべての職員をいいます。
※平均給与月額は平均給料月額に扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当、管理職手当の毎月決まって支給される各手当の総支給額を各職種区分の職員数で割った額を意味するものとします。

4 職員の初任給の状況 (平成18年4月1日現在)

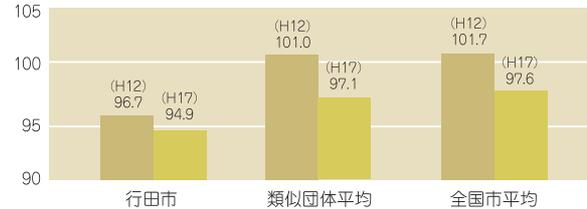
区分	行田市	埼玉県	国
一般 大学卒	171,700円	170,200円	170,200円
行政職 高校卒	141,800円	138,400円	138,400円

5 行政職の級別職員数の状況 (平成18年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	計
標準的な職務内容	主事 主事	主事 主事	主任 主任	主任 主任	係長 係長	課長補佐 課長補佐	課長 課長	部長・参事 部長・参事	
職員数	14人	72人	103人	111人	99人	76人	38人	25人	538人
構成比	2.6%	13.4%	19.1%	20.6%	18.4%	14.1%	7.1%	4.7%	100.0%

※市の給与条例に基づく行政職給料表の級区分による職員数であり、現業職員を含みません。
標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

6 ラスパイレス指数の状況 (各年4月1日現在)



※ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

7 職員の経験年数・学歴別平均給料月額の状況 (平成18年4月1日現在)

区分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般 大学卒	261,510円	313,464円	358,436円
行政職 高校卒	—	267,025円	325,400円

※経験年数とは、採用後の年数をいいます。

8 期末手当・勤勉手当

行田市		国	
(17年度支給割合)		(17年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
3.0月分	1.45月分	3.0月分	1.45月分
(1.6)月分	(0.7)月分	(1.6)月分	(0.7)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算 5~20%		・役職加算 5~20%	
		・管理職加算 10~25%	

()内は、再任用職員に係る支給割合です。

9 退職手当 (平成18年4月1日現在)

行田市			国		
(支給率)	自己都合	定年退職	(支給率)	自己都合	定年退職
勤続20年	21.00月分	27.30月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.75月分	42.12月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	59.28月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)			定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)		

10 特別職の報酬等の状況 (平成18年4月1日現在)

区 分		給料月額等
給 料	市 助 長	933,000円 (H15.7.1~839,700円)
	収 入 役	780,000円 (H15.7.1~741,000円)
	役	726,000円 (H15.7.1~689,700円)
報 酬	議 長	482,000円
	副 議 長	429,000円
	議 員	407,000円
期 末 手 当	市 助 長	(17年度支給割合) 4.40月分
	収 入 役	(17年度支給割合) 4.20月分
退 職 手 当	市 助 長	(算定方法) (支給時期) 給料月額×在職月数×40/100 任期ごと
	収 入 役	給料月額×在職月数×30/100 任期ごと
	役	給料月額×在職月数×30/100 任期ごと

※H15.7.1からH19.4.30までの間、給与の減額措置として、市長については給料および期末手当の10%を、助役および収入役については給料および期末手当の5%を減額しています。

11 人口1万人当たりの職員数 (平成18年4月1日現在)

行田市	66.4人	県内市平均	76.9人
-----	-------	-------	-------

※県内で人口1万人当たりの職員数が最も少ない市は55.2人、最も多い市は118.5人となっており、行田市は最少市から数え10番目に位置しています。

12 部門別職員数の状況 (各年4月1日現在)

部 門	区 分		職員数(人)	対前年増減数(人)
	H17	H18		
一般行政部門	383	368	-15	
特別行政部門(教育・消防)	177	175	-2	
普通会計	560	543	-17	
公営企業等会計部門(水道・下水道・その他)	52	46	-6	
合 計	612	589	-23	

▶問い合わせ 人事課(内線208)

医療費助成制度の受給資格登録はお済みですか

制度名	対象者と助成内容	手続きに必要なもの	受 給 資 格
子ども医療費	15歳に達する日以後の最初の3月31日(外来は小学校就学前)までの子どもにかかる医療費の一部負担金および食事療養標準負担額	・健康保険証(お子さんの名前が載っているもの) ・預金通帳(郵便局以外で保護者名義のもの) ・印鑑	出生日または転入日から ※入院のみの対象者(小・中学生)は、必要となったときの手続きで対応可能です。
重度心身障害者医療費	・身体障害者手帳1級~3級の方 ・療育手帳(A)・A・Bの方 ・65歳以上で老人保健の障害認定を受けた方 上記の方の医療費の一部負担金	・障害者手帳 ・健康保険証 ・預金通帳(郵便局以外) ・印鑑 ・老人保健医療受給者証(65歳以上の方)	申請された月の初日から ただし ①障害者手帳が新規で交付された場合は、交付された月の初日 ②転入されてから15日以内であれば転入日 ③老人保健法の障害認定を受けた場合は認定日
ひとり親家庭等医療費	母子家庭・父子家庭・養育者家庭・父または母に一定の障害のある親と子(18歳に達した年度の末日まで。ただし、一定の障害がある児童は20歳未満)の医療費の一部負担金(市民税課税の場合、自己負担金があります)	・健康保険証 ・預金通帳(郵便局以外) ・印鑑	申請日から ※所得制限あり

・この制度は、保険外(予防接種・定期検診など) および他の制度(公費負担医療・災害共済給付制度など)に該当するものは対象となりません。
・窓口払い無料化は、市内医療機関などの窓口健康保険証と医療費受給資格証を提示することにより受けられます。

▶問い合わせ 保険年金課医療担当(内線226・227)

男女共同参画講演会

一度きりの人生、自分らしさを生かして輝いていられたら、すてきだと思いませんか。原田さんのお話を通して、健康で輝いた人生を送るための秘訣を考えてみましょう。

- ▶日時 12月9日(土) 午後1時30分~ ▶場所 南河原公民館
- ▶テーマ「自分らしさを輝かすために一健康寿命をのばそう」
- ▶講師 原田壽子さん(立正大学教授) ▶入場無料 ▶その他 ひととき保育(2歳以上の未就学児の保育・無料)を行います。希望される方は、11月28日(火)までに申し込みください。▶問い合わせ 企画政策課男女共同参画担当(内線312)

ご協力ありがとうございました
平成18年事業所
・企業統計調査

調査票への記入・回収に際しましてはお忙しいところご協力いただきありがとうございました。

集計した結果はこれからのまちづくりに生かしてまいります。

▶問い合わせ 企画政策課統計担当(内線310)

人事行政の運営などの状況を公表します

市の人事行政の運営などの状況(給与公表に係る部分を除く)の概要を公表します。

なお、詳細な内容につきましては、市ホームページおよび市役所内市政情報コーナーで閲覧できます。

1 職員の任免に関する状況

(1) 職員の採用の状況(H17.4.1~H18.3.31)

一般事務職	建築技術職	保健師	消防職	計
8(3)人	1(0)人	1(1)人	4(0)人	14(4)人

※()内は女性数で、内書きです。

(2) 職員の退職の状況(H17.4.1~H18.3.31)

定年退職	普通退職	その他 (死亡、免職、失職)	計
10(4)人	15(10)人	3(0)人	28(14)人

※()内は女性数で、内書きです。

2 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の概要(標準的なもの)

1週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間	休憩時間
40時間	8:30	17:15	12:15~13:00	12:00~12:15 17:00~17:15

(2) 年次有給休暇の取得状況(一般職員)

	平成17年	平成16年	対前年増減
平均取得日数	7.3日	7.3日	0.0日

(注)期間は各年1月1日から12月31日までの1年間です。

(3) 病欠休暇、介護休暇および組合休暇の取得状況(H17.4.1~H18.3.31)

病欠休暇	介護休暇	組合休暇
26人	—	—

(4) 育児休業等の取得状況(H17.4.1~H18.3.31)

休業の種類 休業者の内訳	育児休業		部分休業	
	うち新規	うち新規	うち新規	うち新規
取得者合計	11人	4人	—	—
うち女性	11人	4人	—	—
男性	—	—	—	—

(5) 時間外勤務の状況(H17.4.1~H18.3.31)

年間総時間数	19,419時間
--------	----------

3 職員の分限および懲戒処分の状況(H17.4.1~H18.3.31)

(1) 分限処分の状況

区分	降任	免職	休職	降給
勤務成績が良くない場合	—	—	—	—
心身の故障の場合	—	—	—	—
職に必要な適格性を欠く場合	—	—	—	—
職制等の改廃等により過員を生じた場合	—	—	—	—
刑事事件に関し起訴された場合	—	—	1人	—
条例で定める事由による場合	—	—	—	—

(2) 懲戒処分の状況

区分	戒告	減給	停職	免職
法令に違反した場合	—	—	—	—
職務上の義務に違反または職務を怠った場合	—	2人	—	—
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	—	—	—	1人

4 職員の服務の状況

(1) 営利企業等従事の許可状況(H17.4.1~H18.3.31)

営利企業等の従事の内容	許可件数	摘要
営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員等の地位を兼ねる場合	—	
自ら営利を目的とする私企業を営む場合	—	
報酬を得て事業または事務に従事する場合	45件	国勢調査指導員

5 職員の研修および勤務成績の評定の状況

(1) 研修の状況(H17.4.1~H18.3.31)

研修区分	研修内容・派遣先など(カッコ内は修了者数)
一般研修(市単独)	新規採用職員研修(後期10人) 管理者研修(49人)
一般研修(四市共同) (行田・加須・羽生・鴻巣)	初級職員研修(9人) ・中級職員研修(16人) 上級職員研修(10人) ・法制執務研修(20人) 監督者研修(12人)
特別研修	接遇研修(72人) ・政策法務研修(20人) 交通安全研修(216人) ・人権問題研修(191人) IT研修(129人)
自己啓発促進	通信教育講座(10人)
派遣研修	自治大学校(3人) ・市町村アカデミー(8人) 自治人材開発センター(86人) ・海外派遣研修(1人) 防火管理者資格認定講習(4人) ・埼玉県(3人)
専門研修	各部署における専門研修(43人)

(2) 勤務成績の評定の状況(H17.4.1~H18.3.31)

対象職員	一般職(教育長、臨時・非常勤職員を除く)全職員
評定回数	年4回
活用方法	勤勉手当、昇任・昇格、特別昇給等

6 職員の福祉および利益の保護の状況

(1) 健康診断の状況(H17.4.1~H18.3.31)

区分	受診者
定期健康診断	471人
胃がん検診	53人
大腸がん検診	63人

(2) 公務災害の発生状況(H17.4.1~H18.3.31)

区分	人数
公務災害	2人
通勤災害	—

7 勤務条件に関する措置の要求の状況(H17.4.1~H18.3.31)

該当なし

8 不利益処分に関する不服申立ての状況(H17.4.1~H18.3.31)

該当なし

▶お問い合わせ 人事課(内線208)

火災期を前に消防団特別点検と放水訓練を行います

行田市消防団（田代昌克消防団長）では、秋冬の火災期を迎え、団員の士気の高揚と団結を図るため「特別点検」ならびに「表彰式」を行います。

また、当日は、午前11時10分ごろから水城公園内においておよそ20分にわたり放水訓練を行いますので、皆様のご協力をお願いします。

〈特別点検ならびに表彰式〉

- ▶日時 11月19日(日) 午前9時～
- ▶場所 水城公園駐車場（市民体育館跡地駐車場）

〈放水訓練〉

- ▶日時 11月19日(日) 午前11時10分ごろ～
- ▶場所 水城公園 ▶内容 ○消防ポンプ車の一斉放水訓練 ○防災ヘリコプターによる空中消火訓練
- ▶お願い 当日は、訓練会場近隣にお住まいの方は、洗濯物などを屋外に出さないようお願いします。また、訓練の実施に伴い、会場周辺では午前10時から正午まで水城公園内道路（コミュニティセンターみずしろから忍・行田公民館まで）は通行止めになります。
- ▶問い合わせ 消防本部総務課 ☎556-3005



秋季全国火災予防運動 『消さないで あなたの心の 注意の火』

11月9日(木) から15日(水) までの7日間、全国一斉に秋の火災予防運動が実施されます。

これは火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、市民の皆さんに火災予防に対する認識を深めていただき、尊い生命や、大切な財産を火災から守るための運動です。

本市では平成17年中、火災は35件発生しましたが、今年は10月22日現在すでに39件と多発しています。皆さん一人ひとりが火災を発生させないように注意してください。

【重点目標】

- ①住宅防火対策の推進
 - ②放火・連続放火・連続放火火災予防対策の推進
 - ③特定防火対象物等における防火安全対策の徹底
- 次の3つの習慣と、4つの対策を実践して、火災の発生を防ぐとともに、万が一火災が発生した場合には被害の

軽減を図ってください。

『住宅防火

いのちを守る 7つのポイント』

3つの習慣

- 寝たばこは、絶対やめる。
- ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

4つの対策

- 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器などを設置する。
- 寝具や衣類からの火災を防ぐために、防炎品を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。
- お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

- ▶問い合わせ 消防本部予防課 ☎556-3005

住む人にとっても訪れる人にとっても「やすらぎ都市風景」を目指して ～浮き城のまち景観賞の作品を募集します～

平成17年度受賞作品

「美しいまちづくり部門」



満る岡

「行田らしさ部門」



高澤邸

本市には、古代から現代に至るまで連続と受け継がれた歴史を背景に、自然や歴史などに関する景観資源が数多く存在しています。

これら資源の掘り起こしにより、行田市の魅力を市内外に広く発信し、景観まちづくりへの気運を高めていこうと「浮き城のまち景観賞」を昨年度創設しました。

つきましては、今年度も下記のとおり作品を募集しますので、皆さんの積極的な応募をお待ちしています。

- ▶募集期間 11月1日(水)～12月20日(水)
- ▶応募対象 市内に所在する建築物等※で、現に使用されているもの。完成年度は問いません。ただし、国、埼玉県および行田市の公共施設や、法令などに違反したものは除きます。※建築物等…家、店舗、門塀、石垣、煙突など
- ▶応募資格 どなたでも応募できます。自薦・他薦は問いません。なお、他薦による場合は、審査前に持ち主の方に連絡します。

▶応募方法

- ①応募用紙（市役所・公民館などに設置）に必要な事項を記入のうえ、カラー写真を貼り付けて郵送または持参。
- ②応募用紙を市ホームページからダウンロードし、必要事項を入力のうえ画像データを貼り付けメール送信。

▶応募作品の有効期間 3年間有効。応募写真の差し替え、再ノミネートも可能。

▶審査 「行田らしさ」「自然とやすらぎ」「美しいまちづくり」の3つの視点から審査委員会が審査し、景観賞にふさわしい作品を選定します。

▶表彰 平成19年3月(予定) ※受賞作品については市報や市ホームページなどで公表します。

▶応募先 まちづくり推進課「浮き城のまち景観賞作品募集」担当まで Eメール machi@city.gyoda.lg.jp ※応募者にはもれなく記念品を差し上げます。奮って応募ください。

▶問い合わせ まちづくり推進課計画係（内線355・359）

中小企業向け融資制度をご利用ください

市では中小企業の経営支援のため、事業を行ううえで必要な運転・設備資金の融資をしています。融資の実行は、申し込み後開催の審査会による承認を受けたのち、提携金融機関からとなりますのでご注意ください。

(平成18年10月1日現在)

制度名	対象名	貸付限度額	資金使途	期間	利率(年)	担保	保証人	保証	締切日	提携金融機関	申込先
小口事業資金	1. 市税完納者 2. 市内で6カ月以上同一事業を営んでいる法人・個人の中小企業者	1,000万円	運転 設備	5年以内 (据置6カ月以内) 7年以内 (据置1年以内)	1.75%	不要	・個人は1人以上 ・法人は代表者を含む2人以上	埼玉県信用保証協会の保証	毎月5日(休日の場合、翌開庁日)	市内銀行・信用金庫の各行田支店	商工観光課
特別小口事業資金	1. 市税完納者 2. 市内で1年以上同一事業を営んでいる法人・個人で、小規模企業者にあたる中小企業者 3. 市民税の所得割または法人税割が課税されていること	1,000万円	運転 設備	5年以内 (据置6カ月以内) 7年以内 (据置1年以内)	1.75%	不要	不要				
商工業振興資金	1. 市税完納者 2. 市内で2年以上同一事業を営んでいる法人・個人の中小企業者	1,000万円超 ～1,500万円	運転 設備	5年以内 (据置1年以内) 10年以内 (据置1年以内)	1.65%	必要に応じて	・個人は1人以上 ・法人は代表者1人と当該法人に關係のない者1人以上				
中小企業経営近代化振興資金	1. 市税完納者 2. 市内で2年以上同一事業を営んでいる中小企業者または中小企業者で組織された組合	2,000万円	運転 設備	1年以上5年以内 (据置6カ月以内) 1年以上7年以内 (据置6カ月以内)	長期プライムレートから -1.00%	必要に応じて	・個人は1人以上 ・法人は代表者を含む2人以上				

※利率は半年ごとに見直しを行っています。

※提携金融機関からの融資となりますので、金融機関とよくご相談のうえ申し込みください。

※返済にあたっては、所定の利子のほかに埼玉県信用保証協会への保証料が必要となります。

▶問い合わせ 商工観光課振興係 (内線384)

個人所有住宅の改修資金を補助します

市内の施工業者を利用して個人所有住宅の改修工事を行った場合、市では、その工事費の一部を補助しています。

対象となる方	・ 市内在住の方 ・ 改修工事を行う住宅の所有者で、かつ現在居住している方 ・ 市税を完納している方 ・ 市が実施する他の同様の補助金や助成金を受けていない方
対象となる工事	・ 住居部分に関する修繕、改装工事 ・ 消費税を除く工事費が20万円以上の工事 ・ 市内業者が行う工事
補助金額	消費税を除く工事費の5%相当額(上限10万円)
必要書類	①申請書 ②納税証明願 ③住民票 ④工事見積書(写) ⑤現場写真 ⑥固定資産税課税説明細書(写)またはそれに準じるもの
その他	・ 必ず工事着工前に申請してください。 (工事着工後または完了済の方の補助はできませんのでご注意ください) ・ 制度のご利用は住宅一棟につき1回限りとなります。 ・ 予算の範囲内での補助となりますので、年度途中で終了する場合があります。

▶申し込み 必要書類をご用意のうえ、商工観光課へ持参してください。

▶問い合わせ 商工観光課振興係 (内線384)

事業主の皆さんへ 労働保険からのお知らせ

労働保険料(労働保険・雇用保険)の第三期分の納期限は11月30日(木)です。

納付書については納期限の10日前ごろ、事業場あてに送付しますので、最寄りの金融機関で納付をお願いします。

▶問い合わせ 埼玉県労働局総務部労働保険徴収課適用係 ☎048-600-6203

プレミアム付き共通商品券

▶発売日 12月1日(金) 午前10時～(完売次第終了) ▶利用期間 12月1日(金)～平成19年2月28日(水) ▶発売単位 1万円(1,000円券10枚+プレミアム分1枚の合計11,000円分) ▶購入限度額 1人10万円(ただし、18歳以上の方) ▶発行額 7,700万円 ▶利用できる店 プレミアム付き共通商品券取扱参加加盟店(ポスター掲示) ▶利用できない商品 自動車、商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカードなどの換金性の高いもの ▶商品券発売所 行田商店協同組合事務所(商工センター3階) ▶販売時間 午前10時～午後4時(予約不可) ▶発行団体 行田商店協同組合 ▶問い合わせ 行田市商店会連合会および同協同組合 ☎556-8003

里親を募集しています

子どもが健やかに成長するためには、温かい愛情にあふれた家庭が必要です。しかし、親の病気や死別、離婚、虐待などのさまざまな事情により、家庭で生活できない子どもたちが増えています。

里親制度は、こうした子どもたちを里親の家族の一員として迎えて、温かい愛情と落ち着いた家庭環境の中で育てていただくものです。県内には約150人の子どもたちが児童相談所を通して、里親の家庭で暮らしています。しかし、残念ながら里親に登録していただける方が年々減少しています。そこで児童相談所では里親になっていただける方を広く求めています。

里親になっていただくには特別な資格は必要ありませんが、里親に望まれることは、

- ①子どもに理解をもち、養育に対する熱意と豊かな愛情をもっていること。
 - ②心身とも健康で、子どもの養育にふさわしい年齢であること。
 - ③子どもの養育に支障のない程度に、収入および住居のゆとりがあり、健全で明るい家庭生活が営まれていること。
- などです。

里親には、養育費や医療費などは公費で支給されます。また、児童相談所や里親会による里親同士の情報交換や研修など、一人ひとりの里親を支援していく体制が整っています。

新たな家庭を求めている子どもたちが、血縁はなくても互いに信じ合える温かい家庭で、健やかに成長していけるよう、今、たくさんの里親が求められています。

▶**問い合わせ** 子育て支援課子育て支援担当（内線263）または熊谷児童相談所里親担当 ☎521-4152

税務課臨時職員募集

- ▶**勤務期間** 平成19年1月15日(月)～3月30日(金)
- ▶**勤務時間** 午前8時30分～午後5時 ▶**勤務場所** 市役所税務課 ▶**勤務内容** 税申告事務の補助(書類整理など) ▶**募集人員** 7人 ▶**年齢** 20歳ぐらい～45歳ぐらい ▶**時給** 750円 ▶**申し込み** 市販の履歴書(写真貼付)に必要な事項を記入のうえ、12月15日(金)までに人事課へ持参してください。申し込み後、面接のうえ採用します。 ▶**問い合わせ** 人事課(内線208)または税務課(内線232)

ひとり親家庭児童就学支度金支給制度をご利用ください

県では、ひとり親家庭の児童が中学校へ入学するとき、就学支度金を支給しています。次に該当する方は、12月28日(木)までに市役所子育て支援課へ申請してください。

なお、申請期限を過ぎると、支給されませんのでご注意ください。

▶**対象** 母子家庭の母、父子家庭の父または父母のない児童を養育している方で、平成19年4月に中学校へ就学する児童を扶養している市町村民税非課税世帯の方(ただし、生活保護受給世帯を除く)

▶**支給額** 10,000円

▶**申請方法** 12月28日(木)まで市役所子育て支援課で申請書を配布・受付します。なお、申請には振り込み金融機関が証明できるもの(通帳など)の提示が必要です。

▶**問い合わせ** 市役所子育て支援課(内線262)または県子育て支援課児童手当・母子福祉担当 ☎048-830-3337

農業所得の申告について

農業に係る所得の申告方法は、平成18年分の申告(平成19年2月中旬～3月15日に申告するもの)から、すべての農業所得の方がご自身で収入金額から必要経費を差し引いて計算する「収支計算」による申告へ移行されます。

これまで、農業所得を申告する際「経費目安割合」を選択していた方で、市から「農業所得のお知らせ」が送付されていた方は、今年からこの「お知らせ」は送付されませんので、申告期間の始まる前までに平成18年1月から12月までの農業所得にかかる収入金額、必要経費の各状況について出荷伝票・領収書などを参考にして事前にまとめておいてください。

また、農業所得の申告方法が「収支計算」による申告へ完全移行されることに伴い、市から各農家組合などを通して「農業所得に関するお尋ね」が送付された方は、ご提出いただきますようお願いいたします。

▶**問い合わせ** 税務課市民税係(内線231・232)

不用品情報

市では、資源の有効利用とごみの少量化を図るため、不用品になった家具や家電製品など、まだ使えるものの仲介を行う不用品登録制度を実施しています。(品物無料)
登録期間は3カ月です。現在登録されている主なものは次のとおりです。

◎さしあげます

- ▽セミダブルベッド ▽車用タイヤ(195-60-15・ホイール付) ▽老人用乳母車 ▽学習机 ▽電動車いす ▽犬用サークル ▽マキヤノンプリンタ ▽卓球台 ▽硬式用卓球台 ▽掃除機 ▽リクライニング式一人掛け用ソファアー ▽ソファアー ▽エレクトーン ▽キャスター付一人掛け用いす ▽漬物石 ▽ベビ用湯たんぽ(新品) ▽オルガン ▽A型ベビーカー

◎ゆずってください

- ▽大人用自転車(26インチ) ▽ジュニアシート ▽オープン電子レンジ ▽ベビバス ▽ソファアー ▽ベビーゲート ▽大型下駄箱 ▽長方形こたつ ▽全自動洗濯機 ▽グリル付ガステーブル ▽湯沸かし器 ▽チャイルドシート ▽電子ピアノ ▽光ナビ付キーボード ▽シテイサイクル(27インチ)

▼**問い合わせ** 環境課 ☎556-19530 FAX 553-0792



保健案内



保健センター Tel.553-0053 / Fax.555-2551

基本健康診査（予約制）

集団健診

期 日 12月4日(月)・13日(水)
場 所 保健センター（定員になり次第締め切ります）

個別健診

平成19年2月28日(水)まで受診できますので、各医療機関に申し込みください。なお、受診券が必要となりますので、お持ちでない方は保健センターへ問い合わせください。

今年度のレディース検診の受け付けは終了しました。

休日急患診療

期 日	医療機関名	期 日	医療機関名
11月19日(日)	壮幸会行田総合病院	12月3日(日)	行田中央総合病院
11月23日(木)		12月10日(日)	壮幸会行田総合病院
11月26日(日)	行田中央総合病院		

・診療科目……内科、小児科、外科
・診療時間……午前10時～午後5時

*医療機関が変更されることがありますので、事前に問い合わせください。

・行田中央総合病院 ☎553-2000
・壮幸会行田総合病院 ☎552-1111

◇夜間などの急病やけがで受診できる医療機関を知りたいとき

・行田市消防署 ☎556-3005
・埼玉県救急医療センター ☎048-824-4199

BCG予防接種

期 日	対 象 者
11月20日(月)	平成18年8月1日～15日生まれ
12月5日(火)	平成18年8月16日～31日生まれ

受付時間 午後1時30分～2時20分

場 所 保健センター

持 ち 物 母子健康手帳

- ・対象者以外（平成18年7月31日以前に生まれて生後6月に達するまでの間の子）でまだ受けていないお子さんはこの機会に受けてください。
- ・生後6月に達するまでに医学的に接種が不相当であると医師が判断した乳児（心臓血管系、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患および発育障害などの疾患を有する者など）について、医師による医学的判断がなされ1歳に達するまでにBCG接種が可能な場合は保健センターへご連絡ください。

巡回不妊相談

日 時 11月25日(土) 午後1時30分～5時

場 所 中央公民館第1学習室

内 容 ①医師による講話「不妊治療について」
②集い（治療体験者と専門家を交えた話し合い）
③個別相談（①②とは別に予約が必要）

費用無料

定 員 30人（ただし個別相談は6人、いずれも申し込み順）

申し込み 埼玉県看護協会 ☎048-824-8122

問い合わせ 埼玉県看護協会 ☎048-824-8122

県福祉部子ども安全課母子保健担当

☎048-830-3561

こころの相談

ご希望の方は事前に電話で申し込みください。

期 日 12月7日(木)・14日(木)

保健センターの各種相談と催し

*会場は保健センター

名 称	対 象 者	期 日	時 間	内 容 等
4カ月児健診	平成18年7月15日～8月14日 生まれの子	12月1日(金) 12月12日(火)	受付午後1時～1時30分	4カ月児健診は月2回実施しますが、対象者には事前にどちらかの日程で通知します。
1歳6カ月児健診	平成17年6月生まれの子	12月8日(金)		
2歳児歯科健診	平成16年5月生まれの子	12月21日(木)		
3歳児健診	平成15年6月生まれの子	12月15日(金)		
離乳食教室	平成18年7月15日～8月14日 生まれの子をお持ちの方	12月19日(火)	受付午後1時30分～2時	事前に電話申し込みが必要です。
コアラ教室	平成18年6月15日～8月14日 生まれの子をお持ちの方	1月16日(火) 1月30日(火)	受付午前9時45分～10時	赤ちゃんとの遊びなどを通じた母親同士の仲間づくりの場です。2日間とも参加できる方。事前に電話申し込みが必要です。
乳幼児相談	小学校入学前の親子	12月11日(月) 12月22日(金)	午後1時30分～3時30分 午前9時30分～11時30分	育児に関する相談を保健師、栄養士がお受けします。事前に電話申し込みが必要です。
親子広場	小学校入学前の親子	12月18日(月)	受付午前10時～11時	親子で遊んだり親同士が話をする場です。身長計、体重計があります。市内のサークル情報など話題も豊富です。
健康相談	健康に関する相談をしたい方	12月20日(水)	午前10時～11時	健康に関する食事や日常生活についての相談をお待ちしています。
オーダーメイド 禁煙教室	禁煙を希望し、禁煙開始を 宣言できる、64歳以下の方	12月15日(金)	午前9時30分～11時30分	たばこをやめたいと思っている方を3カ月応援します。事前に電話申し込みが必要です。

蓮まつり俳句・写真コンテスト

このほど古代蓮の里を題材にした「俳句」と「写真コンテスト」の入賞作品が決定しました。作品（俳句部門は特別賞1句・特選10句、写真部門は特選1点・入選10点・佳作15点）の展示を開催しています。

なお、俳句の優秀作品集を商工観光課および展示会場にて配布しています。

石井紅楓（群馬県高崎市）
蓮咲きて力ゆるびし水面かな
長嶋克治（鴻巣市）
人々に微笑かえす蓮の花

川田文代（さいたま市）
葉を渡る風は語り部古代蓮
大出日菜子（南埼玉郡葛蒲町5歳）
はすのはな

かわいいはちの れすとらん

《写真》

《特選》
福田典子（川口市）

《入選》

中村利彦（坂戸市）、田中三郎（比企郡小川町）、長島敬二（行田市）、柴崎一男（さいたま市）、横田一郎（北埼玉郡騎西町）、諏訪香菜（川口市）、牛田一雄（川口市）、増田稔子（行田市）、蛭川隆市（熊谷市）、渡辺邦典（鴻巣市）

入賞作品（敬称略順不同）

《俳句》

《特別賞》
鈴木恵子（深谷市）
合掌の手を解くこころ蓮ひらく

《特選》

塚越紀代子（群馬県太田市）
蓮に逢ひ蓮に別れて歳紡ぐ

丸山連子（行田市）
タワより見おろす蓮の浄土かな

杉本八ツノ（東京都小平市）
余生なを生きよ生きよと古代蓮

丸益江（坂戸市）
現し世を抜け一水の古代蓮

塚越隆司（群馬県太田市）
蓮田道一会の人とゆすり合ふ

新井民江（深谷市）
離れ住む子らへ写メール蓮の花

《佳作》

鈴木清子（さいたま市）、郷博之（さいたま市）、高畑重男（栃木県足利市）、大木駿一（入間市）、渡辺利彦（さいたま市）、関口和子（熊谷市）、玉田政夫（ふじみ野市）、島田博子（幸手市）、大場金藏（千葉原松戸市）、小倉泰樹（栃木県足利市）、高橋清子（東松山市）、大藤一郎（行田市）、井上文子（越谷市）、山本恵子（春日部市）、境勝雄（春日部市）

▼問い合わせ
商工観光課観光係（内線382）

石綿ばく露による特別遺族給付金の請求

◆特別遺族給付金とは…

中皮腫や肺がんなどの石綿ばく露を原因とする病気は、発病までの潜伏期間が非常に長く、労働者に発病した場合、業務により石綿にばく露した為の労災であることが、これまで医師も労働者本人も気づきにくい特質がありました。この結果、労働者災害補償保険法（以下「労災保険法」といいます）に基づく労災保険給付を請求する機会をのがし、時効により所定の労災保険給付を受ける権利を失っている方がいます。

このような状況を踏まえて、今年3月に施行された「石綿による健康被害の救済に関する法律」により、平成13年3月26日以前に石綿にばく露を原因とする病気（中皮腫や肺がんなど）で死亡した労働者のご遺族のうち、労災保険法の遺族補償給付を受ける権利が時効により消滅した方に対し、特別遺族給付金が支給されることとなりました。受給総額が減少し、資料が保管されていないこともありますので、早めの請求をお勧めします。

なお、制度の詳細な内容については、最寄りの労働基準監督署まで問い合わせください。

◆労災保険給付の請求

平成13年3月27日以降に、業務による石綿にばく露を原因とする病気死亡した労働者のご遺族は、労災保険法に基づく遺族補償給付が支給されます。

なお、遺族補償給付を受ける権利は、死亡した日の翌日から起算して5年で時効により消滅します。時効後は、遺族補償給付も特別遺族給付金も受給できなくなりますので、心当たりのある方は早急に、最寄りの労働基準監督署までご相談ください。

また、石綿にばく露を原因とする病気を患って、現在療養している労働者の方は、労災保険法に基づく療養補償給付・休業補償給付の支給対象となりますので、最寄りの労働基準監督署までご相談ください。

※特別遺族給付金についてよくある質問は厚生労働省のホームページにまとめられていますので、ご参照ください。

(<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/izoku/index.html>)

▶問い合わせ

特別遺族給付金や労災保険制度については労働基準監督署 ☎556-4195（行田労働基準監督署）

労災保険給付の対象とならない方への救済給付については独立行政法人環境再生保全機構 ☎0120-389-931

小規模企業共済制度と経営セーフティ共済

小規模企業共済制度

個人事業主または会社などの役員が事業をやめたり退職した場合に、生活の安定や事業の再建を図るための資金をあらかじめ準備しておく国がつくった共済制度で、「小規模企業の経営者のための退職金制度」といえます。

この制度の特徴は、掛け金は全額所得控除。受け取る共済金も退職所得扱いまたは公的年金などの雑所得扱いとなります。制度の運営は、独立行政法人中小企業基盤整備機構（☎050-554-7171）が行っています。

▶申し込み・問い合わせ 行田商工会議所 ☎556-4111、南河原商工会 ☎557-0742、行田市青色申告会 ☎564-6540、金融機関窓口

経営セーフティ共済（中小企業倒産防止共済制度）

取引先の突然の倒産が原因で、経営悪化の危機に直面してしまったときに資金を借り入れることができる制度で、中小企業を守るために国がつくった共済制度です。無担保・無保証人で、積み立て掛金の10倍の範囲内（最高3,200万円）で被害額相当の共済金が借り入れ可能です。毎月の掛け金も税法上、必要経費または損金に算入できます。制度の運営は、独立行政法人中小企業基盤整備機構（☎050-554-7171）が行っています。

▶申し込み・問い合わせ 行田商工会議所 ☎556-4111、南河原商工会 ☎557-0742、金融機関窓口

各種相談 (11月15日～12月15日)

相談	場所	日程	時間	問い合わせ
法律(予約制)	市役所	11月28日(火)	午前9時～午後3時	生活課 (内線252)
行政		11月20日(月)、12月4日(月)	午後1時30分～3時30分	
結婚		11月19日(日)、12月1日(金)・8日(金)	午前9時30分～11時30分	
消費生活		11月16日(木)・20日(月)・27日(月)・30日(木) 12月4日(月)・7日(木)・11日(月)・14日(木)	午前9時30分～午後3時30分	
内職	市役所	11月17日(金)・21日(火)・24日(金)・28日(火) 12月1日(金)・5日(火)・8日(金)・12日(火)・15日(金)	午前10時～午後4時	商工観光課 (内線383)
人権	市役所	12月11日(月)	午前10時～午後3時	人権推進課(内線221)
税務	中央公民館 (教育文化センター「みらい」内)	11月21日(火)	午後1時30分～3時30分	関東信越税理士会行田支部 ☎554-1411
水道料金の休日窓口	水道庁舎(前谷)	12月3日(日)	午前8時30分～正午	水道業務課 ☎553-0131
水道料金の夜間窓口		11月27日(月)	午後5時15分～7時	

くらしの110番情報

催眠商法(SF商法)にご注意を！

「無料で商品を差し上げます」と、引換券を渡されたので行ってみたら、引き換えが終わった後に別の商品を格安で売りはじめ、気が付くと高額で unnecessary 商品を買ってしまったという相談が寄せられました。

【相談事例】(80歳代女性)

「新しく健康食品の店がオープンします。今日は無料で商品をお配りしますから、こちらの特設会場にぜひ来てください」と、販売員から無料引換券をもらったので出かけていった。

日用雑貨品や傘などをもらった後、磁気マットレスの勧誘が始まった。高額なので悩んだが、無料でたくさんの商品をもらったし、貧血なので体にいいかなと思って買ってしまった。

家に帰ってよく考えてみたら必要ないし、売り方もおかしいと思うので、解約したい。

【お答えします】

これは『催眠商法』または『SF商法』と呼ばれる悪質商法です。販売される商品としては、羽毛布団や磁気マットレスなどの寝具類が多くみられます。

販売業者は「日用品や雑貨を無料で差し上げます」と言っており、街頭で無料引換券を配布したり、販売員が家庭を訪問したりして主婦や高齢者を特設会場に集めます。商品の無料引き換えを行った後、その他の商品も格安で売ったり、言葉巧みに場の雰囲気盛り上げ、興奮状態にしたりして、冷静な判断ができなくなったところに、高額な商品売りつけます。

このような催眠商法は訪問販売として扱われ、特定商取引法が適用されるので、契約してしまった場合でも、契約書を受け取った日を含めて8日以内であればクーリング・オフできます。事業者によっては「ここは店で、あなたはここに自主的に来て購入したのだから、訪問販売ではない。だからクーリング・オフはできない」などと主張する場合がありますが、商品が陳列されて消費者が自由に選ぶことができる状態であれば、店舗にはあたりません。

被害に遭わないためにも、「無料で引き換え」「格安」という言葉に惹かれて、会場に行かないようにしましょう。「無料」はおとりで、本当の目的は高額商品売りつけることだ、と心得てください。会場に行くとなかなか抜け出せず、話を聞いてみると断りにくくなり、高額商品を買わされることとなります。もし会場に向いてしまっても雰囲気のままハッキリ断り、その場で買うことを決めないようにしましょう。

なお、不明な点や心配なことがありますたら、お近くの消費生活相談窓口にご相談ください。

▼問い合わせ

埼玉県消費生活支援センター春日部 ☎048-734-0999 または生活課(内線252)



TEL 556-4227
FAX 555-3770

開館時間 午前9時30分～午後7時

新着図書

- ・新幹線安全神話は「ついでにつくられた」(齋藤雅男)
- ・筆ペンからはじめる水墨画(小林東雲)
- ・手塚治虫原画の秘密(手塚プロダクション)
- ・遠藤周作と歩く「長崎巡礼」(遠藤周作)
- ・ダブル(永井するみ)

私の推せんする一冊

『椅子がこわい私の腰痛放浪記』

夏樹 静子 著
木口滋子さん(斎条)

この記録は、もしかしたら私の遺書になるかもしれない・・・という書き出しで始まる著者の腰痛に七転八倒した闘病記。「今の私の最大の望みは、掛けていることを意識せずに椅子に掛けてみたい。立っていることを苦痛に感じずに、ほんやりと立ってみたい」というくだりがあるが、私も以前足が悪く歩くことが苦痛な時期があったためか、当たり前のことが当たり前に

児童書

- ・ブルー・ローズ(馳星周)
- ・天人(火坂雅志)
- ・コルセット(姫野カオルコ)
- ・ありふれた魔法(盛田隆二)
- ・青春の雲海(森村誠一)
- ・美しき畏(ビル・S・バリンジャー)
- ・どんぐりの穴のひみつ(高柳芳恵)
- ・Q&A季節の食育(服部津貴子)
- ・おぼけのジョージともだちをたすける(ロバート・ブライト)
- ・ふたりきりの戦争(ヘルマン・シュルツ)
- ・おんどりとえんどうまめ(若本康之亮)

おはなし会

- ▼日時 11月25日(土)午前11時～正午
- ▼場所 図書館おはなしのへや
- ▼対象 幼児
- ▼内容 絵本や手遊びなど
- ▼主催 おはなしタンバリン

子ども映画会

- ▼日時 12月2日(土)午後2時～3時
- ▼場所 図書館おはなしのへや
- ▼対象 幼児・小学生
- ▼内容 絵本や紙芝居など
- ▼主催 おはなしの会
- ▼日時 11月18日(土)午後2時～
- ▼場所 図書館映像ホール
- ▼題名 やさしいオオカミ(15分)、どんぐりと山猫(20分)ほか
- ▼対象 幼児・小学生およびその保護者

16ミリ映写技術講習会

- ▼日時 12月9日(土)・10日(日)午前9時～午後4時
- ▼場所 視聴覚ライブラリー
- ▼定員 20人
- ▼費用無料
- ▼申し込み 視聴覚ライブラリー ☎556-4227

大人のための朗読会

- 黙読では味わえない「耳から入る言葉の心地よい響き」をお楽しみください。行田朗読の会の協力により開催します。
- ▼日時 11月21日(火)午後1時30分～3時30分 ※午後1時開場
 - ▼場所 図書館映像ホール
 - ▼テーマ せつない話
 - ▼定員 80人(図書館へ申し込みください)
 - ▼費用無料

歴史と文学講演会

- ▼日時 11月25日(土)午後1時30分～3時
- ▼場所 図書館映像ホール
- ▼演題 水の城「忍城」はなぜ落ちなかった？
- ▼講師 風野真知雄さん(作家・日本推理作

- 家協会会員)
- ▼定員 80人(先着順)
- ▼入場無料

ブックスタート

親子が、絵本を介してゆっくり心ふれあうひとときをもつ「きっかけ」をつくることを目的とし、絵本やオーディオバイス集を配布しています。

- ▼日時 11月21日(火)、12月1日(金)・12日(火)午後1時受付開始(4カ月児健診に合わせて実施)
- ▼場所 保健センター
- ▼対象 4カ月児と保護者
- ▼持ち物 母子健康手帳

移動図書館よしきり号

星宮小	11月15日(水)
桜ヶ丘小	11月16日(木)
太田東小	11月17日(金)
泉小	11月21日(火)
荒木小	11月22日(水)
南河原小	11月24日(金)
北河原小	11月28日(火)
須加小	11月29日(水)
埼玉小	12月1日(金)
北小	12月6日(水)
太田西小	12月8日(金)

※変更する場合があります。

休館日

11月20日(月)・27日(月)・30日(木)、12月4日(月)・11日(月)
*休館中の図書の返却はブックポストをご利用ください。
なお、ビデオやCDは、破損防止のため、開館時間内に直接カウンターへお返しください。

写真館

よさこいの熱気に包まれて

10月21日、ものづくり大学を会場に「2006 YOSAKOI 埼玉」が開催され、1万2千人の観客でにぎわいました。

毎日新聞社などが主催して初めて行われたこのイベントには、札幌市で毎年行



われる「YOSAKOIソーラン祭り」で3年連続の大賞を受賞している「新琴似天舞龍神」のほか、県内の23チームが参加。色とりどりの衣装に身を包み、精一杯の演技を行う踊り手の熱気に、会場からは盛んに拍手が送られていました。また、北海道の物産展や、行田の特産品の売店の前には長い列が出来るほどの盛況ぶり。好天にも恵まれ、よさこいのリズムに酔いしれる一日となりました。



手作りの金メダルのエピソードも交えて

9月25日、教育文化センター「みらい」では、スターダストヒューマンネットワークが主催し、瀬古利彦さんの講演会が行われました。

瀬古さんは、ボストン、ロンドン、シカゴなどの有名なマラソン大会で優勝。常に日本長距離会をリードしてきたマラソン選手です。「心で走る」と題したこの日の講演では、現役時代の厳しい練習や大会での出来事、メダルを逃したオリピックの後に家族が手作りの金メダルをプレゼントしてくれたエピソードなどが語られました。聞く人を飽きさせない、軽快なテンポの瀬古さんの話に、会場からは惜しみない拍手が送られました。



根気作戦で交通安全を呼びかけ

秋の全国交通安全運動の初日にあたる9月21日、行田グリーンアリーナ前で出発式が行われ、行田市交通安全母の会会長が多発する飲酒運転事故などの撲滅を誓い、交通安全宣言を読み上げました。

また、行田市駅入口交差点では「交通安全を日常に根づかせよう！」をスローガンに「根気作戦」と銘打った街頭キャンペーンが行われました。同会のメンバーが信号待ちのドライバーなどにチラシ、フリージアの球根、ガムを配り、交通安全を呼びかけました。



青いライトが安全を見守ります

10月13日、青色回転灯付パトロール車の出発式が教育文化センター「みらい」正面玄関前で行われました。

これは、5月に寄贈された防犯パトロール車とあわせ、新たに公用車3台をパトロール車として仕様変更し、計4台で安全で安心なまちづくりの実現をめざしパトロール体制を強化していくものです。式では横田市長や坂本行田警察署長らがテープカットを行い、その後、青色回転灯をつけた車がさっそく防犯パトロールに出発しました。



楽しみながら健康に

10月21日、ふれあい福祉健康まつりが水城公園市民広場とコミュニティセンターみずしろで開催されました。

試食コーナーやバザー、子供たちに人気の射的やヨーヨーつりなど、市民広場に並んだ各コーナーは大勢の来場者でにぎわいました。また、コミュニティセンターでは身長や血圧の測定、薬に関する相談、体力測定を行うコーナーなどがあり、訪れた人たちは健康への関心を深め、楽しく健康的な一日を過ごしました。



違反広告をはがして住みよいまちに

9月29日、持田地区・荒木地区・真名板地区で電柱などに貼られた違反広告の除去作業が行われました。これは電柱やガードレールなどに貼られたチラシが景観を損ねるだけでなく、青少年の育成にも悪影響を及ぼす恐れがあることから、「屋外広告物適正化キャンペーン」にあわせ、市、警察、行田市防犯のまちづくり推進会議構成団体のボランティアが総勢43人で実施したものです。

参加したボランティアの人たちはきれいで住みよいまちにしようと、清掃作業に汗を流していました。



息の合った操法を披露

10月4日、第20回行田市事業所対抗屋内消火栓操法大会が市消防本部訓練場で開催され市内18事業所が参加しました。各チームとも息を合わせ、消火技術の速さと正確さを競い、日ごろの練習の成果を発揮しました。

結果は次のとおりです。

- 優勝 明和グラビア(株)行田工場
- 準優勝 ニッコー(株)住設環境機器事業部
- 第3位 東京電力(株)熊谷支社別館
- 同 (福)清幸会
- 同 オグラ宝石精機工業(株)



さわやかサークル

ヨガクラブ

～心と体の健康法～

	広
場	
<p>このコーナーに登場していただける方・団体・作品を募集しています。 行田市本丸2-5・行田市役所広報広聴課広報広聴担当(内線318)まで。</p>	

館のヨガクラブです。
平成13年にヨガ教室として発足し、平成14年10月に現在のクラブとなり、毎週金曜日の午前10時から11時30分まで13人で活動しています。
ヨガはポーズの中に準備運動の要素があるため、別の体操を行うことなく始められます。ゆったりとした動きで体を反らせるなど一つひとつポーズをとっていきます。その日の体の状態に合わせて無理をせずに行うのが同クラブの方針のため、皆さんは自らの健康管理に集中して取り組んでいます。レッスンを終えたあとは血行がよくなり、じんわりと汗をかくなど、体が軽くなりますがすがすがしい気持ちになるということです。
ヨガは器具を使わないので、余暇を利用し、自宅でテレビを見ながらでもできるという利点があります。そのため、毎日気軽に続けることができます。また、

古代インドで宗教的な修行の一環として生まれ、現在は心身の健康法として幅広い年代の方々に親しまれているヨガ。健康的で柔軟な体づくりを目的に活動しているのが、南河原公民

館のヨガクラブです。
上達するには呼吸法が重要で、呼吸を整えて体の動かす個所に意識を置くことで最初はできなかったポーズもだんだんできるようになるほか、リラククス効果も得られるそうです。

クラブの発足時から指導をしている加藤学^のさんは、皆さんの様子について、「当時と比べて背筋が伸び、歩きかたが良くなっている方が多いです。血行が促進されるため、肌のつやが良くなりきれいになってきています。まだまだ若くありませんよ」と笑顔で話してくれました。
心と体をきれいにするヨガ。これからも同クラブの健康な心と体づくりにむけた活動は続きます。

▼問い合わせ 南河原公民館 ☎5571-3188 または清水滋子 ☎5571-044



私の作品

文芸コーナー

俳句

- 谷郷 大谷 峯生
風涼し折り目止しき僧ころも
長野 内山 計江
草引くや無心になれる手のありて
白川戸 鈴木 都子
しんがり先達となる稻雀
南河原 若林 水翁
老人のたしかな居場所稻を刈る
荒木 峰川 君江
身に合った傘寿のくらし秋簾^{のれん}
須加 福島 伸悦
小坊主の足をもじもじ秋彼岸
埼玉 田中 元勝
雲の峰老いの一途の野良着干す
下忍 関口八重子
ゆつくりと試歩の一步や萩の花
持田 岡本千寿子
満月にかかりし雲の動かざる
門井町 森下さとし
兜^{かぶと}虫見^{むしみ}よや得意の背負^{せおひ}投^な
前合 町田 貞子
こおるぎの声に重なる母の顔

はじめまして

今月は、平成18年1月生まれの子を募集します。
申し込みは広報広聴課広報広聴担当(内線318)
締め切りは11月30日(木)です。
抽選会は12月4日(月)の午後1時30分市役所203会議室

町田 貴斗ちゃん (たかと たくと)
貞幸・有美枝さんの二男
平成17年11月8日生まれ
「元気に大きくなあれ!!」



小林 鈴奈ちゃん (すずな すずな)
淳一・志野さんの長女
平成17年11月17日生まれ
「元気で思いやりのある子に」

松本 琉晟ちゃん (りゅうせい りゅうせい)
泰弘・裕美さんの長男
平成17年11月29日生まれ
「☆我が家の宝物☆」



茂木 果奏ちゃん (かなで かなで)
勉・友子さんの長女
平成17年11月11日生まれ
「礼儀正しい子に」

荻野 里奈ちゃん (りな りな)
健一・恵美さんの二女
平成17年11月9日生まれ
「我が家の天使」



中国語の習得が何よりの楽しみ

中嶋 正義さん (持田・68歳)

定年を過ぎてから習い始めた中国語。今、中国語の習得が何よりの楽しみになっていると話すが持田にお住まいの中嶋正義さんです。

父親の仕事の関係で7歳のころまで中国に住んでいたという中嶋さん。高校卒業後、就職した中嶋さんは富士見市に住み、鉄道会社で一生懸命に働いてきたそうです。「非常に出張が多い仕事で、日本各地へ飛び回っていました。そんな中で時折幼いころを過ごした中国に思いをはせることがありました。中国の記憶はごくわずかしが残っていませんが、常に気になる国であり、懐かしささえ感じます」と、忙しい毎日を通してながらも、第二のふるさととも言える中国に思いを寄せていたそうです。

定年後、娘さんが住む行田を訪れ、忍城や古代蓮などに魅了されたことがきっかけになり行田へ越してきた中嶋さん。中国語を勉強し始めたのは、市報に掲載されていた「中国語講座」に目が止まったことからだそうです。「週1回の講座はすぐに時間が過ぎてしまうほど充実しています。昨年3月には中国語検定4級に合格することができました。また、昨年10月には埼玉県日中友好協会主催の「中国語発表のつどい」に参加し、勉強の成果を発表する経験をしました。緊張することなく、楽しみながら発表できたことにとっても満足しています」と語るよう



に、目標に向けて毎日勉強し、日常会話ができるほどの実力をつけたそうです。「現在、行田市日中友好協会で、二つの国の友好のための手伝いをする傍ら、先生にも勧められているさらに上の級の中国語検定試験に合格すべく日夜勉強に励んでいます。いずれ中国へ出かけ、李白の詩にある『月下独酌』の雰囲気味わうのが夢です」と語る中嶋さん。今後中国語習得に向けて努力を惜しまず勉強したいと意気込みを語ってくださいました。

いきいき 行田人



『おめかし』(粘土人形)
細井 昌子 (南河原)

荒木 松村サワ子
秋深し夕辺の風の気持ち良さ
荒木 藤田 栄之
忍城やとどめ置きたし涼の月
(木島 斗川 監修)



第29回 事業所人権教育研修会

▼日時 11月7日(火)午後2時～4時
▼場所 産業文化会館2階第2会議室
▼内容 啓発ビデオ上映、人権問題に関する講演
▼入場無料 ▼定員 60人
▼主催 行田市、行田市教育委員会
▼申し込み・問い合わせ 人権推進課(内線221) FAX 554-0199

出前就職支援セミナー

▼日時 平成19年1月30日(火)午前10時～午後4時
▼場所 商工センター403研修室
▼講座名 就職に役立つ応募書類のテクニック
▼講師 彩の国就職支援プログラムのキャリアカウンセラー
▼内容 自分の強みの再確認や職務経歴の棚卸しを行い、応募書類(履歴書・職務経

歴書・添え状)の書き方のポイントなど、就職活動を効果的に進めるためのノウハウを学びます。
▼対象 県内在住の就職希望者(雇用保険受給者の方には、受講証明書を交付します)
▼受講無料 ▼定員 30人(先着順)
▼申し込み・問い合わせ 12月15日(金)午前9時から商工観光課(内線384) FAX 553-5063

行田市民卓球大会 秋季団体戦

▼日時 12月3日(日)午前9時～
▼会場 行田グリーンアリーナ
▼種目 団体戦 ○男子1部・2部(2S1W) ○女子1部・2部(2S1W) ※学生は男女各3チームまで
▼参加費 1チーム2千円、学生1千500円 ※連盟未登録者2千500円
▼対象 市内在住・在勤・在学の方
▼その他 申し込み後の棄権者の参加費返金はいたしません
▼申し込み・問い合わせ 11月16日(木)午後7時までに郵送・電話・FAXで、〒361-0024 行田市小針2585 田島直也 ☎559-3789 FAX 559-0714

ワンコイン講演会

▼日時 12月9日(土)午後6時開場 午後6時30分開演
▼場所 商工センター401研修室
▼テーマ 武見が切る! 中国北朝鮮から高齢者医療まで(変更の場合あり)
▼講師 武見敬三さん(参議院議員)
▼主催 NPO法人ぎょうだスキルバンク
▼共催 敬十会
▼その他 スキルバンク担当委員会活動のためワンコイン(500円)の募金をお願いします。
▼問い合わせ 同事務局(行田商工会議所内) ☎556-4111

第49回県北美術展

▼日時 12月14日(木)～17日(日)午前9時～午後5時(17日は午後3時まで)
▼場所 本庄総合公園体育館(シルクドーム)
▼種目 絵画、彫刻、工芸、書写真
▼出品資格 県北の市町村に在住・在勤・在学(高校生以上)の方
▼出品料 一点につき3千円とし、作品搬入時に納入
▼搬入日時 12月10日(日)

芸術鑑賞会

▼日時 11月12日(日)午後3時開演
▼場所 産業文化会館ホール
▼内容 プロのオーケストラ「おおたアカデミーオーケストラ」が産業文化会館にやってきました。同時公演で行田合唱連盟の皆さんが参加します。
▼入場無料 ▼主催 (社)行田青年会議所 ▼問い合わせ 同会議所 永島 ☎556-4115

真名板 写真クラブ展

▼日時 11月25日(土)・26日(日)午前9時～午後5時(26日は午後4時まで)
▼場所 コミュニティセンターみずしろ
▼入場無料 ▼主催 真名板写真クラブ
▼問い合わせ 同クラブ 佐藤 ☎559-2526

広告

第9回公募行田市美術展作品

美術に親しむ人たちの創作意欲と鑑賞による豊かな心の醸成を図るため「第9回公募行田市美術展」を開催します。

- ▶日時 平成19年2月9日(金)～12日(月) 午前9時～午後5時(12日は午後4時まで)
- ▶場所 総合体育館サブアリーナ ▶応募資格 市内および近隣の在住・在勤・在学(高校生以上)の方
- ▶種目・作品規格 ①絵画 日本画・洋画(油絵・水彩)・版画 ※8号以上60号以内 額装(ガラス不可) ②彫刻 ※体積100cm×100cm×200cm以内 重量100kg以内 ケースは使用しない ③書 ※170cm×60cm以内(縦横自由)または91cm×91cm以内 額装または裱張(ガラス不可) ④写真 ※単写真 全紙のみ ※組写真 65cm×95cm以内(ガラス・展示できないドライマウント不可) ⑤工芸 制限なし(壁面作品・着物などは付属品も持参) ▶出品料 一点につき 一般2,000円・学生1,000円(ただし、同種目の2点目からは半額) ▶搬入 平成19年2月4日(日)午前10時～午後2時 ▶搬出 平成19年2月12日(月)午後4時～5時
- ▶主催 行田市美術家協会、行田市教育委員会、(財)行田市産業・文化・スポーツいきいき財団 ▶問い合わせ 同実行委員会事務局(産業文化会館内) ☎556-6371

児童センター世代間交流事業

	年賀状の版画教室	もちつき体験会	クリスマス子供会
内容	年賀状を版画で作ります	お餅とけんちん汁での会食	ゲームと楽しいダンス
日時	11月26日(日) 午後1時30分～4時	12月3日(日) 午前11時～午後1時	12月9日(土) 午後1時30分～3時30分
場所	コミュニティセンターみずしろ大広間	忍・行田公民館	児童センター遊戯集會室
対象	小学4年生以上	どなたでも参加可。ただし幼児は大人が同伴。	幼児の親子と小学生
定員	各30人(先着順)		
参加費	500円(材料費)	500円	無料
申し込み期限	11月20日(月)	11月27日(月)	12月8日(金)
問い合わせ	児童センター ☎554-5706		

※年賀状の版画教室は、彫刻刀・パレン・はけ・ふきん・新聞紙を用意してください。

明大マンドリン倶楽部 行田チャリティー演奏会

- ▼日時 12月3日(日)午後4時開演
- ▼場所 産業文化会館
- ▼入場料 2千円 ▼主催 明治大学校友会行田地域支部 ▼後援 行田市、行田市教育委員会、行田ロータリークラブ、行田さくらロータリークラブ、行田ライオンズクラブ ▼問い合わせ 明治大学校友会行田地域支部事務局(大野建設(株)内) ☎553-0100

医療生協の 健康づくりフェスタ

- ▼日時 11月26日(日)午前10時～

午後2時30分 ▼場所 商工センターホールほか ▼内容 記念講演、体験コーナー、職員・組合員の取り組み紹介、サークル紹介、大正琴、健康チェック、健康相談、模擬店など ▼入場無料(健康チェックは一部有料)

第108回鑑賞例会 『わんぱく奇席』(日本伝統を守る会)

- ▼日時 11月26日(日)午後1時30分開演 午後2時開演 ▼場所 持田公民館ホール ▼内容 子供

カラオケ教室

- ▼日時 12月5日・12日・19日、平成19年1月16日・23日・30日の火曜日(全6回) 午前10時～11時30分 ▼場所 総合福祉会館やすらぎの里2階第2研修室 ▼対象 市内在住の60歳
- 供も楽しめるわかりやすい落語や南京玉すだねなどが体験できます。 ▼参加費(シングル) 1千500円、【ペア】2千500円 ▼主催 行田おやこ劇場 ▼問い合わせ 同事務局 ☎080-5505-4555 (午後6時以降は鹿内宅 ☎55-0764)

明和趣味の9人展

- ▼日時 12月2日(土)・3日(日)午前9時～午後4時(3日は午後3時まで) ▼場所 郷土博物館 ▼内容 絵画などの展示の9人展 ▼問い合わせ 根岸宅 ☎556-8106
- 以上で全コース出席可能の方 ▼定員 40人(先着順) ▼参加無料 ▼申し込み・問い合わせ 11月14日(火)から電話で行田市社会福祉協議会 ☎557-5400

広告



下水道一口メモ

工事

浄化槽の廃止などの排水設備工事をする方で、一定の条件を満たしていれば、無利子で貸付制度をご利用いただけます。

フライハイト合唱団

第4回第九演奏会

▼日時 12月10日(日)午後1時15分
 分開場 午後2時開演 ▼場所 羽生市産業文化ホール ▼曲目 交響曲第九番「合唱つき」(ペーサーベン)、歌劇「アイーダ」より凱旋行進曲(ヴェルディ)
 ▼指揮 増田和典さん ▼ソリスト 青柳有香子さん(ソプラノ)、大谷京子さん(アルト)、布施雅也さん(テナー)、須山智文さん(バス) ▼料金 【前売り】一般2千500円、高校生以下1千円 【当日】3千円
 ▼問い合わせ 同団細村宅 ☎56-3463

行田女声合唱団演奏会

2006花に寄せて

▼日時 11月26日(日)午後1時30分
 分開場 午後2時開演 ▼場所 教育文化センター「みらい」文化ホール ▼曲目 花に寄せて(全曲)、愛そして風、時無草ほか ▼指揮 吉澤篤さん ▼ピアノ 江森久美子さん ▼入場無料 ▼後援 行田市教育委員会、(財)行田市産業・文化・スポーツいきいき財団 ▼問い合わせ

同団猪本宅 ☎559-3645

子育て談話室

たんぼぼ

▼日時 12月5日(火)午前10時~11時30分(受付午前9時30分)
 ▼場所 総合福祉会館やすらぎの里 ▼対象 市内在住の乳幼児を持つ父母 ▼会費 100円 ▼内容 子育て中の親同士で語らう(託児つき) ▼定員 30人 ▼主催 行田市民生委員児童委員連合会 ▼後援 行田市、行田市社会福祉協議会 ▼申し込み・問い合わせ 11月6日(月)から行田市社会福祉協議会 ☎5557-5400

ひきこもり講演会

▼日時 12月6日(水)午後2時~4時 ▼場所 市民プラザがぞ(加須市中央2-4-17) ▼対象 おおむね18歳以上の思春期・青年期の課題を背景とするひきこもりの問題を抱えるご家族および関係者 ▼講師 皆川恵子さん(ウイミンス・ウエルネス銀座クリニック 精神科医・心療内科医) ▼定員 30人(申し込み順) ▼参加無料 ▼申し

込み・問い合わせ 加須保健所保健予防推進担当 ☎0480-61-1217

浮き城のまち

行田の道探検隊

城・足袋蔵・古墳
 歴史の回廊を訪ねて

▼日時 11月19日(日)午前9時~午後0時30分(雨天決行) ▼集合場所 市役所 ▼内容 忍城址、郷土博物館、足袋蔵、水城公園などを地元ガイドが案内 ※さきたま古墳公園で解散となります ▼対象 県内在住・在勤の方(小学生以下は保護者同伴) ▼定員 50人(先着順) ▼参加無料 ※昼食は各自用意 ▼持ち物 雨具、筆記用具 ▼申し込み・問い合わせ 11月15日(水)までに電話またはFAXで 行田県土整備事務所技術管理担当 ☎554-5211 FAX X554-5216 (受付午前9時~午後4時)

子供を虐待から守る

地域フォーラム

▼日時 11月18日(土)午後2時~4時30分 ▼場所 熊谷市文化センター ▼内容 体験型学習会、CAP「子どもへの暴力防

止プログラム」(大人ワークショップ) ▼費用無料 ▼定員 500人(先着順) ▼申し込み・問い合わせ 氏名、住所、電話番号、保育希望の場合は子供の名前、年齢、手話通訳の希望がある場合はその旨を明記のうえ、郵送、FAX、Eメールで埼玉県子ども安全課へ。 ※定員を超え、参加不可の場合のみ連絡あり。 ☎048-830-3345 FAX048-830-4787 Eメール e034-002@pref.saitama.lg.jp

星川クリーン大作戦

▼日時 12月3日(日)午前9時20分~10時30分 ▼集合場所 西善院前(馬見塚) ▼内容 星川の清掃活動、キタミソウ自生地の観察会 ▼主催 星川の自然とキタミソウを守る会、行田ナチュラリストネットワーク ▼対象 小学生以上の方(小学生は保護者同伴) ▼参加無料 ▼その他 長靴で汚れてもよい服装で参加してください ▼問い合わせ 同会事務局松村宅 ☎559-3010、同ネットワーク代表橋本宅 ☎553-3113

広告

(財)行田市産業・文化・スポーツいきいき財団

申し込み・問い合わせ



産業文化会館
TEL556-6371
FAX556-6372



商工センター
TEL553-0510
FAX553-2021



古代蓮会館
TEL559-0770
FAX559-0784



グリーンアリーナ
TEL553-3377
FAX553-0487

<http://www.ikiiki-zaidan.or.jp/index.html>



さんぶん小物教室

▼日時 12月16日(土)【1回目】
午前10時～正午【2回目】午
後2時～4時 ▼場所 産業
文化会館B1創作室 ▼内容
ビーズアクセサリーの作製・
講習 ▼対象 成人 ▼定員
各10人(先着順) ▼参加費
2千円(材料・保険料含む)
▼申し込み 11月19日(日)午前
9時から同館窓口にて(電話
受け付けは、翌日の午前9時
～)



クリスマスリース の製作

▼日時 12月2日(土)午後1時
～4時 ▼場所 古代蓮会館
研修工作室 ▼内容 香りを
楽しめる素材を使用したクリ
スマスリースを製作します。
※若干の変更の場合あり ▼
講師 テクノ・ホルティ園芸
専門学校教員 ▼対象 成人
▼定員 30人(先着順) ▼参
加費 3千円(保険料・材料
代) ▼申し込み 11月18日(土)
午前9時から同館窓口へ参加
費を添えて申し込みください。



松竹梅の寄せ植え

▼日時 12月23日(土)午後1時
～4時 ▼場所 古代蓮会館
研修工作室 ▼内容 縁起物
の松竹梅を素材とした寄せ植
えをつくります。※若干の変
更の場合あり ▼講師 テク
ノ・ホルティ園芸専門学校教
員 ▼対象 成人 ▼定員
30人(先着順) ▼参加費 4
千円(保険料・材料代) ▼申
し込み 11月25日(土)午前9時
から同館窓口へ参加費を添え
て申し込みください。なお、

古代蓮の里古代蓮会館アニメ上映会

日 程	作 品 名
11月18日(土)・19日(日) 午前11時～、午後2時～ (各60分)	まんが世界昔ばなしシリーズ ハメルンの笛吹 ほか
11月23日(木)・25日(土) ・26日(日) 午前11時～、午後2時～(各46分)	まんが世界昔ばなしシリーズ ヘンゼルとグレーテル ほか
12月3日(日) 午前11時～、午後2時～ (各60分)	まんが世界昔ばなしシリーズ ウィリアム・テル ほか
12月9日(土)・10日(日) 午前11時～、午後2時～ (各60分)	まんが世界昔ばなしシリーズ アリババと四十人の盗賊 ほか

- ▶上映場所 古代蓮会館研修工作室
- ▶その他 入館料(大人400円、小人200円)が必要です。



子どもちゃんじ
ファミリースター
しまじろうふしぎなもりの
ものがたり

原則として一人につき一人分
の申し込みとなります。
▼日時 平成19年3月3
日(土)【1回目】午前10時
30分開演 【2回目】午
後2時開演 ▼場所 産
業文化会館ホール ▼入
場料 全席指定1千50
0円 ▼前売り開始・チ
ケット取り扱い 12月3

しまじろう ふしぎなもりのものがたり



© Banass Corporation / しまじろう

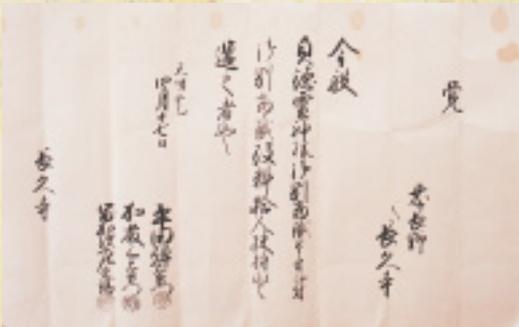
日(日)午前9時から産業文化会
館ほか各プレイガイドにて発
売(電話受け付けは、翌日の
午前9時～)

広告

神様になった藩祖阿部忠秋

故人の功績をたたえるとともに、後継者たちが今後の安穩や繁栄を祈るため、神様として神社に祀ることがあります。江戸時代に建立された神社の中で、故人を祀った最大の神社は日光東照宮です。江戸幕府の創業者徳川家康を祀るため、関東の惣領守となるべく建立された日光東照宮は幕府權威の象徴であるとともに、幕藩体制の精神的な支えともなっていました。

忍藩主阿部家の創業者である阿部忠秋も神様として祀られたことがあります。天明3年（1783）、藩主阿部正敏は江戸麻布屋敷内に忠秋の父忠吉を祀る宮を建立し、同5年4月には忍城二の丸内に忠秋を祀る宮を建立しました。これに合わせて忠秋が着用した鎧を江戸藩邸から忍城に運び入れました。江戸からの行程には警護の藩士が付き添い、鎧が通る城内の道筋は掃き清められ、大手門をはじめ鎧が通る諸門



貞徳霊神別当職任命状（長久寺所蔵）

の番人は袴を着用するなど、藩祖の鎧を迎えるにあたり手厚い対応がとられました。鎧はいったん二の丸御殿内に安置された後、忠秋の御宮に運ばれたので、御神体の代わりになったのかもしれない。忠秋の神号は貞徳霊神と名づけられました。このとき、藩主正敏は大坂城代として赴任しており国元には不在でしたが、御宮建立と遷宮が無事に済んだことを知ると祝い金を家臣へ配りました。また、写真のように貞徳霊神の別当寺を長野村の長久寺に命じ、役料として同寺に十人扶持を与えました。文書の発給者の平田弾右衛門・加藤三右衛門・富加須庄兵衛は藩の家老です。

藩祖や創業者の功績を顕彰することは、各大名家で行われてきました。その目的は種々考えられますが、厳しい藩政運営が続く中で、藩祖を顕彰することにより、領主としての支配の正当性を示す意味があったのかもしれない。

（郷土博物館 鈴木紀三雄）

★ キラリ 元気 ★

サツマ芋は中央アメリカが原産地で、薩摩の国にもたらされたのが名前の由来です。サツマ芋に含まれるビタミンCは、でんぷんに守られているため加熱調理しても約6割が壊されずに残ります。また、水に溶けない食物繊維が多く、大腸の動きを活発にし、便秘の解消にも効果があります。これから旬をむかえ、お菓子や料理にもOKのすぐれものです。

材料（8個分）

サツマ芋…450g（正味400g） バニラエッセンス…少々
A【砂糖…40g バター…20g 牛乳…40g】 B【卵黄…1/2個 水…小さじ2】

作り方

- ①サツマ芋は皮をむいて2cmくらいの輪切りにして、流水によくさらしてアクを抜き、軟らかくゆでて、水気を切ります。
- ②①を熱いうちにつぶし、Aを加え全体がぼつりとなめらかになるまで弱火で練る。火を止めてバニラエッセンスを2～3滴加え、混ぜ合わせます。
- ③アルミカップに②を盛り付け、その上にBをはけで塗ります。
- ④180℃に温めたオーブンで焦げ目が付くくらい焼きます。オーブントースターでも手軽にできます。

…食物繊維たっぷり…

スイートポテト



栄養成分（1個分）

エネルギー116kcal たんぱく質1.2g 脂質3.1g
炭水化物21.0g ビタミンC14.5mg 食物繊維1.2g

加須保健所管内行田分室地域活動栄養士会

埼玉県名
発祥の地
行田

- 発行日／平成18年11月1日
- 発行／行田市役所 〒361-8601 行田市本丸2番5号
TEL 556-1111 FAX 550-2116
ホームページ <http://www.city.gyoda.lg.jp>
携帯サイト <http://www.city.gyoda.lg.jp/i/>
- 編集／総合政策部広報広聴課

- 市報ぎょうだに掲載されているあなたの写真を差し上げます。問い合わせは、広報広聴課広報広聴担当（内線318）まで。
- 市民の皆さんの市政に対するご意見をお待ちしています。
- 市報をカセットテープに録音したものを希望者宅に届けています。ご希望の方は、広報広聴課広報広聴担当（内線318）までご連絡ください。



環境にやさしい大豆油インキ